

大恐慌と戦争下の村政

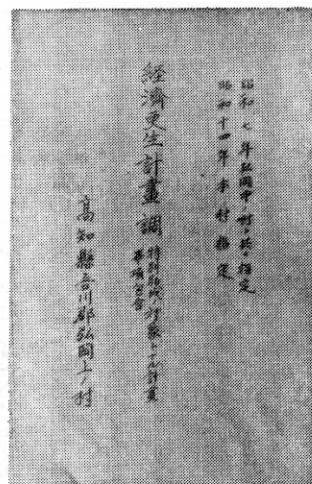
大恐慌と村政 第一次世界大戦後から開始される度々の恐慌に、よく農村が耐えてこられたのは、まったく農民の勤勉によるものであったが、昭和五年（一九三〇）世界恐慌の波及による大恐慌は、農産物とくに繭価の大暴落により、ほとんど絶望の情態に村政を追い込んでいく。以下主として弘岡上ノ村「村委会事録」を中心に、この間の推移を見ることにしよう。昭和三年⁽¹⁾（一九二八）二月村委会で、村長深瀬民衛（一八六九—一九四五）は、昭和三年度予算を説明し、「歳出に付いては連年努めて経費緊縮の方針を執り」としているが、これは実に地方自治制開始以来の鉄則であった。しかも同じ説明で「最早削減の余地なく、尚多少増額を要する科目を生じ」とあるように、社会の変化に対応して経費は増大する。すでに大正八年（一九一九）より政府は義務教育費の一部を「国庫下渡金」として補助したが、弘岡上ノ村昭和三年（一九二八）度予算にも、千七百円が計上され教育費は増大して村財政を圧迫する。また翌四年（一九二九）度予算には、火災に備えて消防ポンプ購入費五百円、警察電話架設寄付二百五十円の計上を見る等である。

さてすでに昭和三年（一九二八）二月二十日、普通選挙法による第一回総選挙が行なわれ、全国では八名の無産議員の当選を見たが、本県には当選者はない。これに先立つ県議選も同様であったが、村委会議員も普選法に拠って行なわれる。秋山村では無産議員が当選し、岡崎精郎村長の出現を見るが、弘岡上ノ村の場合それほどの変化はなかった。ただここで村長は水田虎熊（一八七一一九四四）と交代する。同四年（一九二九）五月二十四日の

村委会で、水田村長は「普通選挙法によりまして、衆望を荷い御當選なさった新進氣鋭の諸君と、本日此の会場に於て初めて対面」と感想を述べている。新しい時代を待望したことは確かであろう。

ところで、この日の村委会で水田村長は、評判の悪い特別税戸数割額決定に関連して、「過去十年間に涉りまして、本村の總税額を一瞥しまするに、年と共に膨脹して居りますが、其の根底たる負荷能力が果して相伴うて居るかと私は気遣うて居ります」と述べる。当時の村の歳入はほとんどを稅収により、その稅収（歳入の七三%）の半額は戸数割であつたので、村長の危惧は当然である。村長は納稅者に、課稅標準となる「申告の如きは自発的に確実なるものを届け出で、一村の経済状態が届出高によつて窺われる」ようにしたいと協力を呼びかける。なお「昭和三年四村合同關係書類綴弘岡下ノ村役場」春野町役場所蔵文書によれば、同年六月一八月にかけ弘岡三カ村と森山村との合併が研究されている。この時点での村政の苦悶を示すものである。

昭和五年（一九三〇）は、浜口内閣のデフレ政策の年である。同年二月二十八日の村委会で、水田村長は「昭和四年度予算に比し、一割五分以上の減額を目標として編成」と説明、しかも「本村の将来を明るくするために片鱗を現わした」新しい計上の分もあるとする。苦心の予算である。そうしたなかで、村をあげて困惑させたのは翌六年（一九三一）一月十八日の上ノ村小学校焼失であった⁽²⁾。精神異常者の放火であったという。同日午前五時半緊急村委会は開かれ、基本財産より四千円（後五千円に増額）を支出して、「教育上成るべく支障少なからしめん」と努力、さらに同じ一月二十九日村委会では、起債一万円で新校舎建築にかかる。綿密な償還計画を立てて県に申請許可となる。校地は改めて北方諸木井筋沿いの是竹に定められたが、位置問題に若干の反対があつたが、克服されてほぼ予定通り円満に復興する。不況の際としてまことに見事な歴史といえるだろう。県下優良校の名にかけて村民が努力したからである。



「経済更生計画調査」
(安並正基氏蔵)

もつともこれによって、昭和六年（一九三一）二月末日の村会での村長の事業報告のように、「昭和四年度に比して戸数割を半減するの方針」は大きく狂う。「実に慨嘆を禁ぜる所」とは村長の嘆きである。こうしたなかで満州事変勃発、「繰替金は動員下令の結果として入隊者旅費支払いに必要」同史料となる。いわゆる非常時は迫る。翌七年（一九三二）二月二十九日「村委会議事録」には、第一次上海事変の応召者六名を二月二十六日見送ったうえ、二十八日には朝倉連隊出征を「夜八時過より九時過」まで送るとその動きを伝える。不況の深刻化もさらいに進み、ついに、同年六月十三日付で県知事に村条例改正を申請する。從来戸数割を六月、十月二期に分納していたものを、六、七、十一、十二月の四期分納とするものであって、理由は「織価惨落のため収織の收入のみによりて納税することは困難」とみとめ、「十一月、十二月の蕪、大根の売上金」によって完納を期待したものである。これはまた大恐慌のなかから、織価收入を補なう蔬菜收入の増加してきたことを示すものである。

昭和七年（一九三二）は、国政に大転換の行なわれた年である。これを代表するものがいわゆる救農国会であつて、農村の不況を克服するために多量の国家資本が投ぜられる。また軍事力増強にも多額の予算が計上され、その後戦後にまで続くインフレ経済となる。戦争への道であるとともに、日本経済を激変させるものである。昭和七年（一九三二）八月二十五日の弘岡上ノ村村委会では、「御承知の如く不況対策と致しまして、農村救済のため町村をして土木工事を起さしめ、労力を工事に用い村内仕事なくして困り居る者に賃金を得させしめ、農村を賑わす目的を以て、国庫より多額の費用を町村へ今回下げ渡しになる」と村長は説明する。都市から失業者の帰農する者も多く、農村でも失業問題は深刻であった。失業対策事業を国が本腰入れて進めたものである。

村長の説明によれば、これを受け弘岡上ノ村では農道の大改修を計画する。計画によれば道巾六尺の曲井中道線、八幡馬越線、高島線、山ノ端線、奥谷線、西和田線、東下り線、長右衛門線を改修しようとするものである。

つた。当時弘岡上ノ村には、仕事がなくて困る家が五十戸以上もあった。国庫補助は実に七割五分である。村が飛び付くのは当然である。結局案は煮詰った。弘岡中ノ村と共同して仁淀川水害予防組合の寄付金五千円に、国庫補助金一万五千円、計二万円（村予算一ヵ年分以上）の費用で、県の設計監督のもとに、労力は弘岡三カ村と山村の仕事のない人の提供である。名付けて時局匡救事業—経済更生村指定—といわれる。当時いかに町村財政が窮屈していたかは、昭和七年（一九三二）十月四日の上ノ村会で、一時借入金を提案したことにも示される。「昭和六年度の決算によりて七年度へ繰越金激減」し、「収入役の手元在金皆無となり、一般支払いをなすこと能わず」破産寸前と理由を説明する。学校再建等特殊事情もあるとしても、これは当時各村でほとんどまったく一般的であったはずである。政府としても捨てておけない段階である。

昭和七年（一九三二）十月二十日の弘岡上ノ村村委会では、さらに起債の件を提案する。これは水害予防組合の寄付金五千円による、行當付近堤防工事計画に変更を加え、その資金をほとんど起債に仰ぐのであって、起債の条件が「年四分五厘以内の低利」、「向う二十カ年間の内五カ年は据置き」とし、内三カ年度は無利息」という有利なものであるからである。政府がいかに財政資金を農村に投入しようとしたかが窺われるとともに、農村がまったく危機の様相を呈していたことがわかる。この年吾南には小作争議が熾烈を極めたのであった。村委会ではもちろん賛成が得られ、同日付で仁淀川外側堤防修築費として五千円の起債を申請する。ところがこの五千円は、実は国庫補助金七割五分に対する二割五分の地元負担分である。したがって時局匡救事

業は、一部返還を要するとしても、完全に政府出資ということなる。

こうした政府の救農国会による町村財政への挺子入は、長い間の町村財政の方針であつたいわゆる自主財源主義に、微妙な影響を与えてくるようである。これはまたインフレ経済とも関係する。弘岡上ノ村「村委会議事録」を見よう。同年十二月二十七日村委会では、大正元年（一九一二）計画の、「当時の村有基本金現在高五千五百三十五円五十四銭三厘を元とし、爾後毎年六十五円づゝ積み加え、大正四十五年迄には六万百十七円四十銭九厘を積立てゝ、完成の暁には基本金より生ずる利子金二千四百四円六十九銭を毎年教育費」とくに教員給料に宛てるという、息の長いものをついに放擲する。昭和七年（一九三二）の時点で、すでに村の教育費は七千円に近い数字である。「大正元年に予測したるものとは霄壤の差」と嘆くのももつともである。なお村税の減税の必要な時、長時にわたって貨幣価値の下るなかでの積立ては無意味となってくる。提案趣旨は、残る二十四年間の積立期間を十五年に短縮するものであったが、さらに翌八年（一九三三）三月三十日の村委会では、基本財産蓄積計画をほとんど放棄する提案が行なわれる。県の指導もあり、ついに、毎年「一定不变の金額を所定の期間内に蓄積することを廃止」、「基本財産より生ずる金額と指定寄付金とのみ蓄積」するというのである。財政難の上に「財界の変動」もある。長期計画は無理である。しかもこの時点での、従来自治体の執念とも見られた基本財産蓄積努力の放棄は、その後の地方財政の性格を決定する。もともと国、県の財政の圧迫等他に主原因はあるが、地方財政の弱体は地方自治体の努力の放棄とも無関係ではあるまい。なお昭和九年（一九三四）一月十二日村委会では、楠神社南方の中堤——吉良堤とも呼ばれる——が、水防の意味がなくなつたとして、廢堤認可払い下げを求める件が成立後許可となる。すでに大正十二年（一九二三）この件は可決されたが、県より許可がなかつたという。前述霞堤の使命は、連続長堤によって完全に失なわれたと考えられたからである。

さて昭和十年（一九三五）二月二十七日村委会では、前述基本財産蓄積方針の変換と関連する、重大な決議が成立する。村民負担軽減の立場から、昭和六年（一九三一）一月の学校火災復興のため支出した、基本金一万四千三百円中の、積戻し未済額一万三千六百六拾七円五十銭の積戻し休止である。これは前述から考えてはあるいは自然の成り行きではある。翌年の村委会での事務報告には、「非常時局のため国防充実上兵事々務頗る厳格」とある。同じ昭和十一年（一九三六）の村委会では、インフレの効果で「村民の経済状態は漸く一片の光緒を見る」とあるが、その翌年はあらゆる努力を吹き飛ばす日華事変突入である。

戦争下の村政　すでに戦争への道を歩んでいた日本が、本格的な戦争に突入したのは、実に昭和十二年（一九三七）七月の日華事変勃発からである。戦線は北支より中支に拡大し、第二次上海事變となり、歩兵第四十四連隊も出動する。この時の動員は前古未所有のものであり、その後太平洋戦争突入直前の大動員と対比されよう。さすがに人心は激動する。「門田瑞穂日記」昭和十二年（一九三七）八月十四日には、

本夜真夜中動員令降下、弘中三十名、弘下十七名、弘上十七名

翌十五日には、

本夜弘中小学校で出征兵を囲み、在郷軍人全部懇親会、会費二十五銭、他は村より補助

また「吉良禎吉日記」八月十五日には、

昨夜半動員下令、下ノ村より十七名召集せらる。一般に戦時気分となる。夜間久万有志講の宿を為す。充員召集の件に付き部落会を自宅に開く。時局応召者に各戸五十銭取り纏め錢別となすこと協定。

これから九年間⁽³⁾は、まったく戦争下の生活が展開し、時局の急迫とともに国民生活も急迫し、ついに敗戦となるものであるが、戦時下の国民生活を規定したのは、まず動員である。一度いわゆる赤紙——召集令状を受けたと

き、その人個人とその家族との生活はいっさい終りである。まさに至上命令であり、該当年令の男子は、つねにこの赤紙に対し脅迫することになる。すなわち覺悟を強いられる。したがつて村政の第一も動員事務であり、連隊区、警察と連絡し、二十四時間警戒しなければならない。村長、兵事係、使丁とつねに役場では待機、提燈を便りに真夜中といえども一瞬も早く届けなければならない。しかも無情な使いである。無情といえば、戦死を通知するのも村役場の人とくに村長の仕事であった。当時諸木村長であった松本喜義氏（一八七八、模範老人表彰）は、金銀供出表彰の額を所蔵している。肥料の配給、食料の供出を含めて役場の仕事は多忙をきわめたものである。

つぎは国家総動員法による統制経済である。人力と物資とを戦争目的に集中し近代戦—総力戦に勝ち抜くためである。農村では食料の供出が第一の責務となり、古びた農具、乏しい肥料、衣料の配給のなかで強制される。「門田瑞穂日記」にはたとえば、昭和十四年（一九三九）八月二十三日に、

中部落統制肥料分配、硫安十七呎かまくすのところ十呎、焼酸九呎のところ七呎、

と早くも肥料不足は露呈する。食料増産策の破綻である。自給肥料を堆肥増産に求めたが、青壯年は戦場に工場に奪われる。いかんともすることはできない。焼土をもって肥料とせよと、まことに不可解な指導まで飛び出す。窮余の策といえるだろう。同じ日記昭和十七年（一九四二）二月二十七日には、

干。甘。諸。今。市。二。十六。貫。割。當。て、三十貫供出

とあるが、すでに米は完全に國家の統制下におかれ、これを補なうために麦、雜穀、野菜—干大根—等にも統制

ー供出が迫られる。

さらに国民に戦争への自発的な協力を求めるため、国民精神総動員が大声疾呼され、大政翼賛会が生まれ、各村長は村毎の支部長となり、各部落には支部の下部組織として部落会が生まれ、度々いわゆる常会が開かれ、銃後を護るための精神訓話と国債割当て、物資の供出、配給が行なわれる。日本の長い歴史でも、これほどに国民一人一人が、国家ということを日々に憂え、いかにすれば国家の為になるかを考えたことは、この時以外にはまったくないといつてもよいであろう。

ところで以上のような戦時体制は、別の言葉でいえばファシズムによる統制であつて、その推進者からは官僚統制であつた。すでに政党は完全に有名無実となり、選挙そのものも肅正選挙（昭和十一年）、翼賛選挙（昭和十七年）と銘打つて、ただ国民統制の具に使われていたに過ぎない。また官僚とは行政組織であるから、とくに国家の行政権は強化され、地方自治制はついに死滅する。すべては国政の末端としての村政となる。統制によつて急速に役場事務は増大し、役場員は奔命に疲れてなおその事務を消化できない。国家資金をえて増員の結果ようやくその責任を果す。役場員の増加はこの期の特色で女子職員も採用である。また上からの行政権の強化は、まづ昭和十七年（一九四二）七月の地方事務所設置であり、春野地方は伊野町に置かれた吾川地方事務所の指導に服する。往年の郡役所の復活以上に、厳しい戦時体制の強行である。さうに翌十八年（一九四三）六月の改正市町村制では、従来の地方自治制は民主的、自治的であると無茶な批判が罷り通り、日本の、国家的市町村にと転回させられる。市町村会の権限は縮小制限され、市町村長の権限は拡大するとともに、市町村長の選任には知事の認可権が発動する。村長はいまや自治体の首長から国家の官吏となる。筆者はこれをもつて、地方自治制死滅と考えたものである。



肖像
氏
義
喜
本
松

き、その人個人とその家族との生活はいっさい終りである。まさに至上命令であり、該当年令の男子は、つねにこの赤紙に対し脅迫することになる。すなわち覺悟を強いられる。したがつて村政の第一も動員事務であり、連隊区、警察と連絡し、二十四時間警戒しなければならない。村長、兵事係、使

丁とつねに役場では待機、提燈を便りに真夜中といえども一瞬も早く届けなければならない。しかも無情な使いである。無情といえば、戦死を通知するのも村役場の人とくに村長の仕事であった。当時諸木村長であった松本喜義氏（一八七八、模範老人表彰）は、金銀供出表彰の額を所蔵している。肥料の配給、食料の供出を含めて役場の仕事は多忙をきわめたものである。

つぎは国家総動員法による統制経済である。人力と物資とを戦争目的に集中し近代戦—総力戦に勝ち抜くためである。農村では食料の供出が第一の責務となり、古びた農具、乏しい肥料、衣料の配給のなかで強制される。

「門田瑞穂日記」にはたとえば、昭和十四年（一九三九）八月二十三日に、

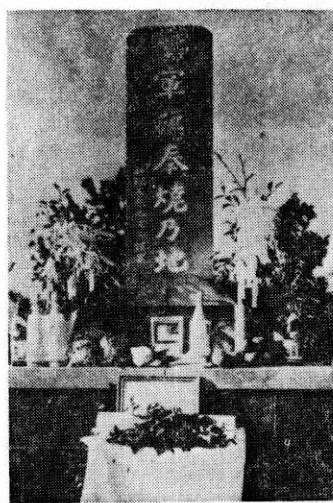
中部落統制肥料分配、硫安十七呎かまくすのところ十呎、焼酸九呎のところ七呎、

と早くも肥料不足は露呈する。食料増産策の破綻である。自給肥料を堆肥増産に求めたが、青壯年は戦場に工場に奪われる。いかんともすることはできない。焼土をもって肥料とせよと、まことに不可解な指導まで飛び出す。

窮余の策といえるだろう。同じ日記昭和十七年（一九四二）二月二十七日には、

干。甘。諸。今。市。二。十六。貫。割。當。て、三十貫供出

とあるが、すでに米は完全に國家の統制下におかれ、これを補なうために麦、雜穀、野菜—干大根—等にも統制



焉地終隊長連高森（高森山）

これら春野地方に配属となつた軍隊は歩兵第四十四連隊であつた。ついに敵は上陸することなく八月十五日日本は敗戦を迎え、同十八日歩兵第四十四連隊は、高森山の頂上でその光榮ある歴史を閉じる。同地に立つ昭和三貫割り當て各人が農業会出し、薪一貫計二貫役場出し、今市実行組合である。

十四年（一九五九）建立の記念碑には原片仮名、

軍旗奉焼之地

歩兵第四十四聯隊軍旗は、明治三十一年三月二十四日親授せられ、県下唯一の常設部隊の象徴として、軍民一致其の偉徳を奉頌す。勅畏み將兵之を奉し、特に日露戰役、滿州守備、西伯利亞派遣、上海事變、支那事變、大東亜戰爭等に死力を竭して國家保護に精進せし所、昭和二十年四月北滿警備中の聯隊は郷土防衛の命を受けて帰還し、師団の右地区隊として、宇佐湾より浦戸口に亘り陣地構築中、

したがつて村長を中心に村政の統合は進められ、翌十九年（一九四四）には、從来それぞれに機能を發揮した農会と産業組合とは統合して農業会となる。この点について「門田瑞穂日記」には、同年四月七日に産業組合は今日総会を開き、愈々上中分離して農業会を設立する事となる。産業組合第二十一回総会、大正十二年（一九二三）以来の弘岡上、中両村共同の産業組合の歴史は終る。創立の功労者門田益穂は、すでに昭和十五年（一九四〇）八月十三日死していた。こうして激しい統制が加えられたので、諸木村等でも同様の動きがあり、産業組合は農業会に改組されたが、この間に村田利喜馬氏（一九〇〇—）ら関係者の大なる苦心があつた。一面いよいよ戦局が苛烈を加えたからであつて、米機が本土上空に飛来して、都市では無差別爆撃が加えられ、戦場は本土にも拡大するとき、止むを得ないものとも考えられ、各村には警防団⁽⁴⁾が組織され、防空演習も必死となつて行なわれる。「門田瑞穂日記」昭和十四年（一九三九）十二月十八日には、「本夜今市家庭防空組合訓練前田房吉氏方」とすでに出来るが、昭和十七年（一九四二）四月二十一日には、「空襲警報発令、中部落共同監視哨建設」と戦局は緊迫し、同日記昭和二十年（一九四五）二月六日、「B二九飛行雲を引いて通るのを見る」となる。本土空襲はすでに初まる。三月十九日には「地下壕の必要を痛感、倉庫を片付けて中へ六尺四角の地下壕を造るべく、七尺四角の穴を掘る」となり、その翌日も「防空壕掘る、晩方敵機一機悠々と部落上空を飛ぶ」である。農村といえども安心はできない。ついに同日記四月十一日には、

非戦闘員を収容する壕を、北が谷井沢武彦氏の杉松の林の中と定め、本日中部落全員出場、北より掘り込む。井沢氏の杉松五十本買入れ切り倒す。

幸いに春野地方は空襲を免がれたが、七月三日大空襲を受けて高知市は焼野が原となる。同日記七月四日には

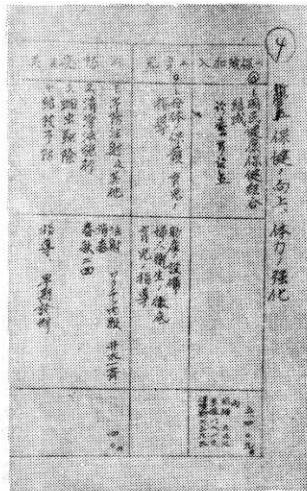
高知の目抜きの場所全部灰燼。親籍へ焚き出しの御飯を持って行つたが、愛宕町は全部焼け跡方もなく、親籍不明、飯米

を五丁目の町内会へ寄進、大変喜ばれた。家石一家三名内へ来た。駿夫婦駿平

このように高知市より焼け出されて、春野地方に身を寄せた人もずいぶんあつたことであろう。

高森山悲話 サイパン陥落、さらに沖縄失陥と最悪の事態を迎えた時、戦争指導者はなお本土決戦を呼号し、敵の本土上陸を迎えてこれを殲滅すると揚言する。その不可能なことは多くのものにも気が付いたが、反対のできないのがファシズムである。「門田瑞穂日記」昭和二十年（一九四五）五月十日には、「弘岡上ノ村小学校で國土防衛基幹要員講習会、戦局苛烈」とある。この頃よりいわゆる竹槍訓練が各村で行なわれ、とくに女性までこれに参加する。これより先本土決戦に備えて、満州大陸よりぞくぞく帰還した兵隊は、春野地方へも昭和二十年（一九四五）四月十七日到着配備につく。同日記四月十七日には、「軍隊が千人位弘岡農業学校に來た。野菜一貫割り當て各人が農業会出し、薪一貫計二貫役場出し、今市実行組合」である。

農会と産業組合とは統合して農業会となる。この点について「門田瑞穂日記」には、同年四月七日に産業組合は今日総会を開き、愈々上中分離して農業会を設立する事となる。産業組合第二十一回総会、



「經濟更生計畫」
(安並正基氏藏)

あげている。

児内 固有ナナ円 負担一 ハナ円 保険料一 五九三円

二、育兒

一、母体の保護、育児指導

三、防疫及び其の他

一、予防注射及び其他注射、ワクチン内服、井水一齊消毒
二、清潔法施行、春秋二回

三、蛔虫驅除

五、伝染病舎建設と設備、組合立計画

とあって、歩兵第四十四連隊の終焉を伝えている。それにしても、本土決戦の行なわれなかつたことは、よかつたとしなければならない。かつて幕末土佐藩は土佐湾沿岸を区分して、郡奉行らを指揮官に海防を厳にし、仁ノ、戸原には陣屋等も建てられたが、はたしてこの時も、外国艦の来襲があつたとしたならどうなつたのであるうか。春野地方が両度とも犠牲を避けることができたのは、好運と考えられよう。

戦争は昭和初期の大恐慌を契機に、日本におけるファシズムの台頭として進められ、いわゆる戦時体制として国民の前に現われた。民主主義がなお弱体であった日本の一種の宿命とも云えようが、かくて多くの犠牲と反省と教訓を与えて終つた。なかにも三百万人の犠牲は傷ましいかぎりであり、春野地方でも動員は延一万に近いと推定されるなかで、実に八百の有為な人が命を失なう。今後にも絶対に二度とあつてはならないことである。⁽⁵⁾

ところで話は多少前後するが、戦争中経済更生村に指定された弘岡上ノ村では、きわめて詳細な計画を立案、その実行を期している。計画は当時村長であった安並馬吉の手になるものと考えられるが、今「安並家文書」に「歩みの跡」として残されている。同村は昭和七年（一九三二）指定、ついで同十四年（一九三九）再指定となつたものである。計画はもちろん戦争苛烈化のなかで実行不可能となつたが、そのうちに、

ろうか。春野地方が両度とも犠牲を避けることができたのは、好運と考えられよう。
戦争は昭和初期の大恐慌を契機に、日本におけるファシズムの台頭として進められ、いわゆる戦時体制として国民の前に現われた。民主主義がなお弱体であった日本の一種の宿命とも云えようが、かくて多くの犠牲と反省と教訓を与えて終った。なかにも三百万人の犠牲は傷ましいかぎりであり、春野地方でも動員は延一万に近いと推定されるなかで、実に八百の有為な人が命を失なう。今後にも絶対に二度とあってはならないことである。⁽⁵⁾

こののような社会保障が戦争中に進められたことは、人的資源と呼ばれた当時の人力即戦力と考えた人間不在の発想からであるが、ほとんど全く社会保障の皆無であった日本での、社会保障制の開始である。すでにこの時点で土佐郡枝川村（伊野町）では、全村加入の健康保険組合が活動している。弘岡上ノ村に限らず他の村でも同じ動きがあったのであろう。戦争中の不幸なスタートではあったが、戦後時間をかけて整備されたのは周

知のことである。もっともこれをもつて、悲惨な戦争をいささかも弁護するものではない。

寄生地主制崩壊の前夜

高知県農民の父 岡崎精郎 岡崎精郎（一八九八—一九三八）は秋山村の出身、父は岡崎伊佐馬（一八七二—一九二七）で、秋山村長を勤めた地主で名望家であった。精郎は前述したように、県立第一中学校卒業後、上京して絵を学んだいわばインテリであり、良家の子弟であった。こうした地主出身のものが、小作争議を指導し無産者のために戦つたことは、まったく不思議といえないことはない。「若尾瀧水俳論集」によれば、大正十年（一九二

（）俳誌「海月」発刊の辞で、瀧水は

私は郷里にあって田園生活を致しました。老母の侍養には好都合でしたけれど、此生活は決して楽なものではありませんでした。感情の硬ぱり切った大貧慾のみに生きて居る様な隣保や郷党に対しても、私は何時までも調和し難き異分子でした。私は辛抱に辛抱を重ねました。そして常に譲歩して遣りました。併し凶々しい彼等は譲れば譲るだけ付け込んで参ります。私の日常生活にすら干渉し批評します。孤立無力な私を輕侮し凌辱します。私の魂をすら無底の深泥に踏み込み、永劫癒ゆることなき傷を負せました。私を陥るゝ陰謀は屢々繰り返へされました。いろいろ目的を持った人の手に仕組まれた、あらゆる迫害を知つて居りながら、反抗する力もなく音無しく忍受して居りました。隱慘な真黒い幾歳月が私の上に過ぎ行きました。

当時の農村生活をこのように悪罵しているが、これは都市の大学に学んだ、自由で豊かなインテリの発想である。もちろん文学的表現でかなり感情的に誇張してはいるが、当つていいとは言えない。しかしながらこのようない農村生活は、実は寄生地主制から成立したものであり、瀧水の生活はそれによって支えられたものであることに気付いていない。人間とはたいていそうしたものである。しかるに岡崎精郎は、瀧水の悪み嫌つた人びとのために体当りをする。まったく不思議である。

「高知県人名辞典」によれば、岡崎精郎は武者小路実篤の影響をうけ、人道主義にかたむき、絵筆を放擲して融和事業や社会事業に進んだとある。秋山での寺田一氏らよりの聴込みによると、西田天香の一燈園運動に打ち込み、一燈園の服装で夫人鶴子氏とともに、川でガラスの破片を拾つたり、村の便所の掃除をしたという。また社会運動には寺田一氏と協力私財を投げ出す。理想に燃えた大正期を代表していたことがわかる。自發的に小作料を大巾に引き下げる等、当時の小作制度や部落差別には我慢ができないかったわけである。「高知県農民運動史年表」（岡崎和郎未定稿）によれば、昭和四年（一九二九）六月秋山隣保館建設資金募集のため、吾南各村で映画祭を行つて。翌五年（一九三〇）夏資金を出して隣保館は開館となる。さらに昭和七年（一九三二）四月三日には、高知県差別徹廃期成同盟会を結成その執行委員長となる。

ところで大正七年（一九一八）の米騒動を契機に、秋山村に小作争議が起り、これがやがて岡崎精郎出現の条件となることを前述したが、岡崎精郎の活動は実に昭和四年（一九二九）より開始される。前年には第一回の普選が実施され、無産政党より八名の代議士ができる。もちろんその影響が考えられるが、高知県における農民運動の場合、より直接には昭和四年（一九二九）三月の高知県穀物検査規則の施行である。当時米価安に苦しんだ地主の要望により制定されたこの規則は、明らかに小作にとって不利であった。これの徹廃の要求は大石大指導の農民運動となり、ついに田中知事をして徹廃—各村自由—させる。しかも翌昭和五年（一九三〇）より大恐慌に入り、やがて激烈な小作争議が吾南地方に展開、岡崎精郎はその指導者となる。

さて穀物検査規則に沸き立つた昭和四年（一九二九）四月、秋山村で村委会員の選挙が行なわれたところ、村

党 派 别	社会民衆党	民 政 党	政 友 会
人 員	六	三	三

その結果、同年八月には秋山村長蓼原貞一（一八八七—一九四五）以下役場員は辞職、改めて岡崎精郎が村長となる。同時に米穀検査を秋山村では実施しないと決定、後仁西村小作争議によって有罪下獄し、ついに昭和八年（一九三三）村長失格「高知県農民運動史年表」までの四年間が、もつとも精力的に活動した時であつて、とくに「昭和七年一月に初まる高知県中央部における、地主対小作の大争議を指導、こゝに全農組織は急速に発展、争議解決後の昭和七年（一九三三）七月高岡町（土佐市）に同志らと全農高知県連合会を結成、実弟和郎を書記長に、みずからは委員長となる」「高知県人名辞典」と伝えられる。後病氣出獄後、県会議員に出馬当選（繰上げ）、昭和十一年（一九三五）県会で質問しているが、日華事變長期化のなかで農民運動衰退を憂いつつ、昭和十三年（一九三八）一月ついに死ぬる。秋山種間寺の境内にある記念碑には、

あなたは、農民運動に生涯を捧げられ、農民の父としてしたわれた（抄出）、

と記されている。⁽⁶⁾

さて「土陽新聞」には、昭和四年（一九二九）八月、秋山村に労働組合創立大会の開かれた記事があり、「勤労者階級出身村會議員が中心となり、勤労者階級一切を含めた労働組合を組織し、その綱領には「勤労者本位の自治制度、経済制度を建設すること」、「吾等の正義の要求を実現するに當り「略」團結の威力により最善の手段を以て目的の貫徹」とある。さらに「宣言」は、

今の世は遊んで食べている者がお金持になり、毎日汗水たらして働いているものが貧しい暮らしをしている様な間違った世の中であります。この間違った世の中を正しい世の中にするためには、どうしても今世の中の仕組を変えて行かなくてはなりません。ただ勤労によって少し位勞賃を上げて貰うことが出来たとしても、またある僕約家が小金をためることが出来たとしても、それはほんの一部の人達であって、沢山の人達はいくら働いても、やっと生きて行ける様な状態にあるのが普通であります。お互に何とかして、一日も早くこの間違った世の中を改造して、すべての人に住みよい世の中を作ろうと思わぬものがありましょう。それが為には、お互はどうしても各々の職業境遇に立脚して、真剣にどうすればよいかということを考えて見る必要があります。然しくら考えて見た所で、資本家や地主に相談して片付く問題ではありません。少なくとも同じ勤労階級に属するものが、相集まつて立派な社会を建設する運動を進めようではありませんか。

やや長文ではあるが、当時の革新的な空気にあふれた農村の姿を示すものであり、また岡崎精郎の思想を知ることのできるものであるので、全文を載せた。インテリより出発した人道主義者は成長し、堂々たる社会主義者となる。団結によつて勤労者階級のための、正義の社会へと世の中を変えていこうと云うのである。以下岡崎精郎の指導した吾南の小作争議について述べることにしよう。

吾南の小作争議 大恐慌下に、昭和六年（一九三一）から吾南各村に全農傘下に農民一主として小作人の組織化が進むが、これに対抗して、翌七年（一九三二）正月地主もまた各村に地主組合を結成する。当時不況は深刻化したので、前述米騒動後のように小作地を簡単に手放す者はない。小作人は団結して小作料の引き下げを要求し、そのためにはまた団結して小作料の不払いをする。一方地主は法律を楯に、小作料の支払いを求め、また入り禁止、土地の取り上げ—自作を強行する。両者の間に立つて小作官が調停者としての役割を担つたが、こうした調停の歴史の短かい日本では、容易に成功しない。両者とも満足しないからである。勢い力と力の衝突となるが、地主側には警察の保護があり、満洲事變後ファシズムの進行とともに、結局は小作側の敗北に終ることに

小作爭議

なる。

森山小作争議（土陽新聞）

三〇五月十六日、秋山村では、警官護衛付きで小作地への立入禁止仮処分四件が執行され、五十人が抗議デモを行なう。また同月十九日秋山公会堂での小作官の調停中、地主より組合書記が負傷させられる。翌日には森山村小学校での県特高課長、小作課長はさきに抗議運動において一匹馬車で倒れなつてたがその後も馬鹿馬鹿しくおびき野郎が大暴行の態勢により各年本伊野署に訴えを以てたが、公会堂で組合員が殺氣立っていた。翌二十一日には、ついに組合員十二名が伊野署に検束されたが、文政四年六月九日高知地方裁判所において小作組合の判決式が開かれた。判決文は「小作組合は成立するに至つた」とある。調停係り、油は小豆入に對し各の貸付にける別冊目録記載土地賃料割五分、残額二力年分納」である。當時石代は十九円五十銭であったので、実際に解決、その条件は「昭和六年度小作料一割五分減額、石代十六円七十五銭、即納六割六分、残額二力年分納」である。地主個人というよりのうえに長期安座して、耕作を放棄したうえ、他に生産を持つていなかつたからである。地主制は二割五分の減額であつた。米価安に苦しんでいた地主としては、これがぎりぎりの線かもわからない。地主制は、こうした制度がなお強力に維持されたことに問題がある。

さてもつとも地主小作の対立の激しかったのは、仁西村仁ノであつた。同史料によれば、昭和七年（一九三二）五月、六月と争議は続けられたが、いちおう同年六月調停成立、「昭和六年小作料一割減額、石代不詳、即納五割五分、残額三カ年の分納」となる。編者はこれに對して「換金価格との関係で実質二割一分減」と註している。他村と大差はないようであるが、調停条件に「上記減額小作料未納の場合は土地返還」が付けられている。これ

は地主としては当然かもわからないが、あるいは厳しかつたといえようか。即納分不足と同史料が伝えているように、やがて争議は再燃する。

同史料によれば、昭和七年（一九三二）十二月、仁西村では事態は悪化する。

すでに農民の組織化は進んでいたので、精郎の実弟で卒業を前に東京帝國大学を退学した全農県連の書記岡崎和郎氏（一九〇四）は、同月連夜「高岡、吾川両地区支部又は班の仁西土地争議動員総会」を開いて、事態に対処する組合員の動員計画を練る。ついに十二月二十五日払暁となつた。この日仁ノで土地取り上げの強制執行が行なわれた土地に、かねての計画にもとづき「大衆動員三百人」がかけられ、「地主の播いた麦を勧き返して、改めて麦播きを行なう。麦播きを終り、約百人山淵正義方ほかに籠城、警官隊約七十と対峙夜に入る」として、騒然たる事態となつたが、翌日払暁、ついに警官隊によつて岡崎精郎ら十七人は検挙され、争議は解散させられる。翌々日の二十八日には「高岡、伊野署の非常警戒の中を」、伊野署に向つて、百人の「仁西争議彈圧抗議デモ」が行なわれ、検束者一名を出す。もつともこの日をもつて、激烈な争議はついに終り、岡崎精郎らは後裁判にかけられ、有罪の判決を受け下獄したこと、前述したところである。これは当時の法秩序のもとでの結着であつた。仁ノでの聴込みによれば、争議当時仁ノに来た県の小作官や特高課長は、小作料が高過ぎるとして地主を説得したが成功しなかつたという。個人的には小作側に同情した係官もあつたのであろうが、時代の体制は、争議再発後なお和解の完了しなかつた秋山村では、地主会は土地明渡しの仮執行を裁判所より却下されたうえ、昭和十年（一九三五）一月一日以降、「小作人は反当五円の保証金を昭和九年十二月二十七日迄に供託すれば耕作を許される。反当五円の供託金は不況当時けつして少ないものではなかつたが、いまや耕作権は無視できな

い段階となっていたようである。しかしながら結局は小作料を払ってこそ耕作権であつて、同年五月二十五日の和解裁判で、秋山村でも昭和七年（一九三二）以来五ヶ年の争議の結着がつくが、最後まで係争地となつた七十余筆も、昭和七十年（一九三二～三五）までの小作料等の滞納分の七一五割を、昭和十一年（一九三六）一月末日までに支払つたうえ、地主に土地を返還することとなる。

こうして結局争議は小作側の敗北によつて終つたが、この背景には時局の重圧があつた。もっともその重圧は、かなうらしも上から直接に加えられたものではなく、満洲事変勃発後、急速に右よりとなつた在地の事情によるものであった。「土陽新聞」昭和八年（一九三三）三月十一日には、秋山村の在郷軍人分会が「正義と愛村を旗印にして」立ち上り、村民に反省を求めたことを報道する。在郷軍人分会は決議している。

一、非常時に鑑み、我等は公明正大に秋山村平和建設を期す。

一、我等は一致団結——本問題に邁進す。

在郷軍人分会は時局柄村内最大の勢力となつた。この反対には抗することができなかつたであろう。青年団もまた在郷軍人分会に同調である。なお、秋山の小作争議調停に尽力した医師北村茂は、激しい挫折感によつて当時秋山村を出て高知市に転住する。細川義昌とよく村内の融和協調を第一とした者として、ついに村内に留まる気持を失つたのであろうか。なお原上権次郎は岡崎精郎の感化を受け、吾南の争議に挺進したので有名である。

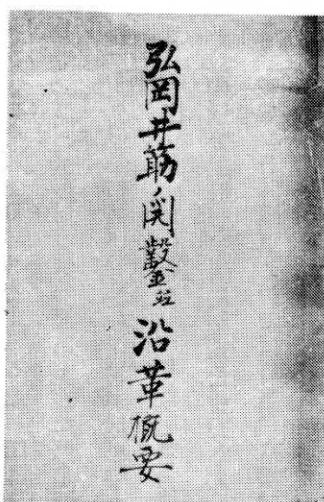
適正小作料問題 時局の重圧は小作争議をついに終らせたが、他方食料不足は時局とともに激化する。政府は国民の主食確保の観点から米穀の統制を強化したが、ここでまた小作制は問題となる。小作農の生産意欲なくしては、食料増産は期待できないからである。すでに大正期の産業組合設立のなかで、各組合に農業倉庫が建設され、小作米は農業倉庫に納められたので、地主の小作米管理は漸次この方面に移つては、米の供出、配給などができるなかつたはずである。

適正小作料問題が、真剣に取り上げられたのは「門田瑞穂日記」によれば、昭和十九年（一九四四）であった。

戦局からいえば、すでにどうしようもなくなつた時であるが、それだけにまた、食料問題は重大さを加えていたともいえる。同日記より左に抜萃表とした。

年	月	日	事	項
昭一九・二・一九			富田小作官招き適正小作料に関する講話、	
"	三・八		適正小作料書記山脇達郎氏、地主無関心、小作人の申請により集計、	
"	三・一六		適正小作料の準備、川田秋夫君と農会に至りて為す、川田君図引、自分耕作者の名簿作成、	
"	三・一八		適正小作料川田秋夫氏門田瑞穂兩人責任者、山脇達郎氏書記、	
"	四・二		農会行、適正小作料準備工作、耕作図へ台帳面の地主名記入、	

"	"・一九	山脇達郎、川田秋夫両君と共に県庁行、富田小作官不在、倉本氏に適正小作料の申告を纏めた旨報告、県より二十四日鍋島氏が弘岡中へ、
"	"・二一	適正小作料の事で山脇達郎、川田秋夫、門田瑞穂農会へ行き、申告書を纏め函面の整備をする。
"	"・二三	山脇達郎、川田秋夫、門田瑞穂三名適正小作料の件で農会行き、無報酬で適正小作料問題に取り組む。
"	"・二五	川田、山脇、門田適正小作料、
"	"・二七	適正小作料制定、
"	"・二九	午前九時弘岡中農地委員会行き、適正小作料決定最後の委員会、
"	"・一〇	山脇達郎、川田秋夫両君と高知行き、農地委員会出席、
"	"・一〇・一〇	山脇仲蔵村長さん適正小作料がスムースに実行されて居ると云うた。
"	"・一一・二九	山脇仲蔵村長と高知行き、県庁に富田小作官、倉元小作官補を訪問、申告書二冊呈出認可申請、
"	"・一二〇・一・二三	川田秋夫君と門田瑞穂と県庁に至り、富田小作官に適正小作料の認可をしてくれと云つた所、地主□崎沢□氏が地方事務所長、経済課長、知事まで動かしている故認
"	"・二四	可が遅れると云うた。
"	"・二一	山脇仲蔵村長と山脇達郎、川田秋夫、門田瑞穂伊野地方事務所長を訪れ、適正小作料の話しをした。
"	"・二三	適正小作料の件で、山脇仲蔵村長、川田秋夫、山脇達郎両氏と門田瑞穂四人吾川郡農業会に山崎正辰氏を訪問、適正小作料の件陳情。高岡署特高刑事長山氏訪問陳情
"	"・三・五	山脇仲蔵村長と共に伊野地方事務所行き、松田所長に面会、適正小作料の件陳情、県農政課の主席層に面会、適正小作料の件陳情、
"	"・一	適正小作料の請願書を村参与、村會議員、常会長、実行組合長の連判を取り、山脇仲蔵村長、山脇達郎、川田秋夫、門田瑞穂四人で高知行き、大石大代議士と鈴木經濟部長訪問。
"	"・二三	富田小作官來り適正小作料再調査、
"	"・二四	高岡警察署に至り、特高課の長山刑事に面会、弘岡中適正小作料の件を話す。



「弘岡井筋開鑿並沿革概要」
(吾南土地改良区蔵)

このように県営の以上三重点工事が、多くは鉄とコンクリートによる近代技術であったことが示されている。この工事によって面目を一新したのは、とくに八田堰であった。流に逆うことなく、流水を利用したものと伝えられる堰の方向一下流に向って中央が弓なりに彎曲した一は、一変して直線となつて一気に大河を横断して、さながら自然に挑戦するかのように意氣高らかであつて、いかにも文明の勝利を誇示するかのようである。たしかにこの工事によつて、ほとんど年中行事となつて人びとを苦しめていた補修工事はいち

一、弘岡堰改修昭和三年より同五年に至る三カ年。

二、弘岡堰改修昭和三年より同五年に至る三カ年。

三、八田水閘、昭和三年より同五年に至る三カ年。

鉄筋コンクリート工事、閘扉は鉄板製、総工費（記入なし筆者）

一、弘岡上ノ村行當切貫水閘及び同所余水吐き、昭和三年より同五年に至る。鉄筋コンクリート十二間四尺、木工沈床蒸石二十一間、総工費三十六万円。

水利改良 前述したように、近世初頭野中兼山の弘岡井筋建設以後、井奉行あるいは常設委員を責任者として、井堰は協同体の協力によつて守られてきたが、その技術は時代の進歩の中でもうやく改善を迫られる。洪水の度に破壊流失する枠組の負担は、賽の川原の積み石のように虚しいものに思われてくる。第一次世界大戦中の東の間の繁栄の後、都市の不況が農村にも押し寄せ、いわゆる農村問題が激しい政治経済問題となつてくる時、ついに兼山以来の水利技術に大変革が加えられる。一部すでに、大正十年（一九一二）八田堰（弘岡堰）補修工事として行なわれたことを見てきたが、ここに昭和三年（一九二八）より、三カ年余の歳月を要しての大工事が断行される。ことに注意されることは主要部が県営による施工であつて、かつて門田益穂を驚嘆させた新しい技術を駆使してのものであつた。

春野町弘岡下の吾南土地改良区事務所には、弘岡井筋関係史料を所蔵しているが、そのなかに「弘岡井筋ノ開鑿並沿革概要」がある。うち昭和三年（一九二八）開始の大改修工事関係を抄出すれば、

この時すでにアメリカの沖縄上陸は間近であった。誠実な村落指導者を奔命に疲れさせて、適正小作料は何の結果も導き出せなかつたようである。しかしながら一読すれば、上からの指導はあつたとしても、小作層がこれを支持したのに対し、地主層が反対していることがわかる。そして云い出した県が終りには困却する。もし敗戦がなかつたなれば、別の形の農地改革となつたのではなかろうか。地主小作制崩壊前夜の様相を示すものと思われる。

水利改良と耕地整理



浜田貞美肖像

まず西分村耕地整理組合を結成、中山泉村長（一八八五—一九四四）を組合策として昭和七年（一九三二）のいわゆる救農国会によって、大量の国家資金を農村に散布し、時局匡救事業を推進する。かくて、ミニTVAとも解せられる失業救済と土地改良を兼ねた事業が進められる。実に工事費の約六割が上から助成されたという。

これはとくに戦争経済への、激しい傾斜を示す政府のインフレ政策の現われでもあるが、上から耕地整理に多くの投資がなされているのであって、そうした国のが大工事を支えていることがわかる。この点にもまた問題はないではないが、大自然に対しても大きな力の結集が必要である。なおこの期は治水・堤防構築について見るべきものがない。大正期から直接戦後の大工事に移るようである。以上の間の常設委員は門田益穂について浜田貞美（一八八九—一九六九）であった。子息の浜田正幸氏は大改修前の八田堰修理用の工具を所蔵される。

耕地整理

弘岡井筋の大改修も、耕地整理組合工事として進められたが、ここ西分村でも、相当規模の耕地整理が成功する。当時の記録は不幸伝えられないが、西分長谷の上田広重氏（一八九八—）は、その事業についての正しい記憶を、筆者の求めに応じて示された。西分村はもともと湿田が多く、百町（ha）歩の田地のうち七割—七十町は一毛作の湿田であった。したがって耕地整理の目的は、まず二毛作田への土地改良であるが、当時昭和五年（一九三〇）以後大恐慌のなかで前述小作争議が頻発する。何としても農外収入を村民に得させねばならない。村落指導者はこの点をむしろ直接に狙つたものである。政府も恐慌対

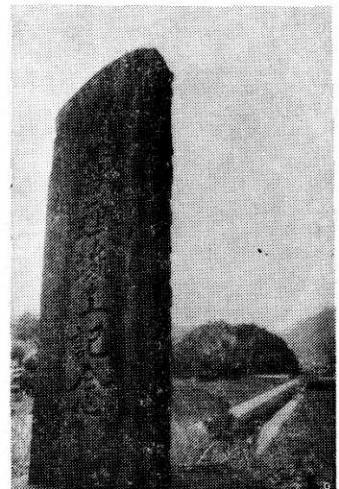
一金壱千円也 水利組合負担金（一五%弱）
一金貳千七百五拾円也 県費助成金

この改修工事が、耕地整理と併行して行なわれたために、以上三基幹工事とともに、以下の諸工事も進められる。すなわち弘岡上ノ村では行当、八幡、中宮の三カ所に工費約四千円で揚水機が設置され、電気発動機付揚水泵により給水される。揚水用水車の時代はかくて約二百年で終ることになる。また行当の扉の強化と相まって、仁淀川不時の洪水による氾濫で、水車の流失したことでもいまや昔語りとなる。さらに用水路全般に護岸工事が進められ、漏水を防ぐために鉄筋コンクリート化される。第一、二、三、四期に工事はわかれだが、おうむね昭和三十六年（一九一八—三）に完了を見る。ただしお抜本的ではなかったので、昭和九年（一九三四）以後には、時局匡救事業として部分的に工事が進められたが、昭和十三年（一九三八）よりは戦争のためにすべての工事は中止となり、改めて戦後の大改修となるのは後述するところである。

以上の工事は、もちろん受益者だけの負担に耐えるものではない。すでに政府は、大正十二年（一九二三）「用排水改良工事補助要項」を示し、府県の行なう五百町歩以上の土地改良工事には、予算の範囲内で全額の二分の一補助⁽⁹⁾を打ち出している「門田家文書」。これは政府がようやく本腰入れて、食料増産を中心に農村問題に立ち向う姿勢である。おそらく上記の工事費も、こうした国の挺子入れが行なわれたのであろう。とくに昭和十二年（一九三七）の工事費内訳をみれば

一金三千〇五拾円也 国家助成金

おう止む。文明の勝利とすることはできよう。いまも堰の東端に近い堤防上に立つ記念碑は、井下村々の人びとの喜びと期待を語るものである。ただし問題はなお残されることについては後述しよう。なお改修工事で撤去されたものの中には、桧の巨材が埋めてあった。今掘り出されて改良区に保存され、兼山遺構のすさまじさを伝えている。



(西分) 耕地整理竣工記念碑

共有山から婦人の手で供給され、一把四銭で買い取られる。これは婦人にも仕事を与えたものである。

つぎは区画整理と嵩上げであって、長谷川、法司部川の屈曲を直線化し、旧堤防の土を嵩上げに使うとともに、畦畔、農道を整えて区画を正しくする。これによって一町歩の増加水田面積を得、各筆も一割程度の増反となる。農道はすべてリヤカーが通ううえ、用水路はコンクリート化されて給水は安定する。このときまた排水路は極力掘り下げられて乾田化への配慮がなされ、七割は牛馬、トラクターが使用できる。なお各人の耕作田には、交換分合も行なわれて経営の合理化は進められ、筆数は実に二割減となる。もちろんこれらは耕作者の直接利害の関係するところであるから、幾度かの会合によって利害の調整は図られる。しかももともと直接の狙いは現金収入を村民にえさせることにあつたので、一人一日男六十銭、女五十銭が支払われる。労働時間は午前五時から午後六時半と長く、時間外賃金は一時間に二銭という低いものであったが、これを深く咎めることはできない。時代はすでに国民に犠牲を求める戦争前夜であったからである。

この事業は実に終戦後の昭和二十五年（一九五〇）ようやく完了する。嫁の来てもないと嘆かれた西分の湿田も

ほとんど昔語りとなつたが、以上の耕地整理費用の負担分は地主によつたので、完工期の農地改革によつて、地主の手許からは僅かの金で離れていた。地主の中には割り切れない思いをした者も多かつたのであらうが、抗い難い時代の変化でもあつた。とにかく以上の耕地整理によつて西分の田地は面目を一新した。なお少しおくれて、芳原村にも同じ目的の耕地整理が行なわれた。また「安並家文書」によれば、弘岡上ノ村でも、昭和十二年（一九三七）以後米麦増産目標に耕地整理が立案されているが、その成果については悲観的ではなかつただろうか。時局の重圧である。事実経済建設の成功は昭和一桁の年代の事であった。戦争は忌み嫌うべきものである。

仁ノの灌漑 もともとこの件は、水利改良の項で述べるのが適當であるが、仁ノは弘岡井筋とは古来無関係の地域であつたうえ、この灌漑成功には、きわめて独創的で善意に満ちた村外の技術家と、村と村民を愛する村政担当者の協力があつたことが印象的である。あえて一項を設けた所以である。いま仁ノの八幡宮の社叢の道路沿いには、村人の感謝を示す見事な記念碑が建つてゐる。碑文を読むことにしよう原片仮名。

功績不朽

吾川郡仁西村仁ノ部落は、地勢狭小にして水少なく、昔より灌漑に苦しむ。大正十二年八田村森健吉君之れを惜み、水越の滌水を引き用水に供ふ。而も旱天地を穿てば鹹水を出し用をなさず、同十五年君更に西畑に地をトシモートル水揚所を作らる。洪水の害に遭ふ、君猶屈せず、昭和二年三たび意を致し、其の西方に地を易へ揚水施設をなし、功始て成る。是より水勢滾々とし、昼夜尽きず、能く耕田二十余町に灌溉し、炊煙湧くが如く、雞、犬相染み邑民額手し君の恵を仰ぐ。抑も農業は國の本なり、而して森君辛苦多年能く私財を投じ有効の水利を開き、國家の公益を計る。偉大なりといふべし。今茲に當組合は君の奉公俠氣に感激し、碑を建て其の功を表す。希くは水脈尽きず万代に其の恵を垂れんことを、依て梗概を叙す此の如し。

竹崎蕙、井上盛らの諸氏よりの聴込みによれば、仁ノは水に苦しんだ所で、水田への水も井戸で汲むことが多く、とくに大正末期の浮塵子大発生には大害を受ける。駆除剤は水が田圃に多くないと却つて稻を傷めるからである。当時森健吉氏（一八九七）が、八田村（伊野町）でポンプ揚水に成功していると聞いた収入役の井上盛氏（一八九六）と、農会技手の橋本一郎（歌人村長）とが、森氏を訪れて事情を説明協力を求める。快諾した森氏は早速に工事にかかる。しかしながら困難なこと碑文の通りであつた。森氏が尋常一樣一営利目的の事業家であれば、たちまち放棄したはずであるが、碑文に「俠氣」とある森氏の性格はついに事業を成功させる。もつとも森氏個人は大損を招いて産を失ない、地租僅かに七銭を納める境遇となつたが、敢えて意に介しなかつたという。ここにも責任感の強い明治生まれの性格がある。村人が今日も口を揃えて、仁ノの恩人は森健吉氏というのもまたむべなるかなである。損をしたとしても、これほど感謝を得た森氏はまた男子の生き甲斐であろう。

自動車交通の展開

仁淀川大橋架橋

吾川郡伊野町と対岸高岡郡川内村（伊野町）の間に、近代的な仁淀川橋が架設されたのは、すでに大正二年（一九一三）であつて、自動車交通時代の幕明けに対応するものである。これに対し吾南—高東を結ぶ現仁淀川大橋の部分が、その後約二十年にわたつて、相変らず従来の仮設的な木橋のままに置かれたことは、まったく不思議とも云えるが、国道、県道という格差の結果からきたものであろう。しかしながら、いつまでも事態がそのままであることは許されない。洪水の度に橋板は流失し、また橋脚すらも流失する。そればかり

ではない。洪水後は相当期間川船での連絡を強いられ、車馬の往来は完全にストップする。そのうえ木橋では大型の自動車の運行には耐えない。それにも増して川船連絡の危険がある。渡船転覆の事故は大正十年（一九二二）八月一日に突発した。「門田益穂日記」には、所用で高岡町（土佐市）を行つての帰りの、この椿事を詳細に記している。抄出すれば、

午後七時三十分頃薄暮。仁淀川渡し場に来れり。時に釣貫の松田の店員にて、大小路の荒吉と云うもの來り、共に乗る。弘岡下ノ村ねき谷東のもの五人、後又西裏の房吉も来り乗り込む。其の間に時間を要せり。船頭来る。時に過日來の大。雨。増。水。して、上方三十間位の所にある刎の上部に水を浸し居たり。所謂中水の時なり。船は上に向つてこれがれたり。刎の上部に乗り上げたり。然るに船頭は無言にて尚こぎつ在るを、見兼ねたる乗船者成岡徳四郎なる人、刎より水面に浮かべたり。余は多少酔える為め始終自転車にすがりて伏し居れり。船は早や橋脚の間近く來り居り、アッ。と云う間もなく横振となれり、否や急流の上に増水せる事とて、上方より斜き奔流に打たれ、船。より。一同。左右。に。放。り。込。まる。自分は初めて其の身の水面にあらを知りて、泳がざるべからざるを知る。（段）一断の勇気を鼓せり。何分にも川の中央にて最も急なる所、衣服あり、加之足に靴をうがつ。急劇の出来事にて甚だ困却せり。然れども幸いに左岸方面に泳ぎし故、中央を北にへ來り最早八、九間の陸に近き所にて、同村近沢注連太郎なるもの蘭草を干すべく、其の夜磯に來りしもの、川中に來り手を取りて引きくる。時に立つれば臍下にあり、上陸す。幸いに一番にあり、次に同人の手にてねき谷□角馬と云う人揚る。共に無事なるを得たり。

間違いにあれば、老父如何に悲しむやも計れず、依つて自から急ぎて帰れる所以、少時にして実馬来り房吉も亦帰りたりと、船頭の大酒せる事実を認め、実馬は大いに激昂し来る。房吉の揚りしは大いに安神せり。荒吉は橋脚に飛び付きしと聞く。十中八九は助かりしものならん。衣を更め再び仁淀川磧に行く。見渡す限り火燈を以て充満せり。口々に船頭をのしり、又現場監督を悪口するもの、警察を不親切と叫ぶもの等、實に名状すべからず。角馬氏は勞れ來り仆れ居り、同乗者にて婦人にて子（十五才）の揚らざる人を慰し、一時頃迄居るも總て判明せず。甚だ残念なるも或は三名は死亡せるか、荒吉は判断の通り、脚に取り付き居り助けられたりと聞き安神す。死せる三人は皆船の傾くると共に、かみ上に落ち込みしもの、婦人は傾ける船に取りすがり、後水急にして放てるもの、房吉は一回しづみ浮き上れば、又荒吉のもてる自転車おさえ放たれて沈み、浮き上る時息つきて水を呑み、其の儘身体の自由を失しない中流に奔騰しつかる。水に委して流るゝのみ、婦人も流れ、他の三人は一回沈むや直ちに流れて助けを叫ぶのみなり。自分は天佑にも位置より云えど、上に落つべきもの、然るに偉大なる力を以て下方に放られし感ありし。一回も沈まず其の儘流れ泳ぎする事出来たるは、其の間髪を容れず。身にしめる有難き事なり。

さながらに修羅地獄の無惨な水難である。割愛に忍びないものとして長文を載せたが、政治感覚の傑れた門田益穂は、八月十日仁淀川治水問題関係で高岡郡委員と県庁に行き、まず県官と死者に対する慰藉料につき談ずる。「慰藉料はなき模様」同日記と聞き、弘岡下ノ村出身保安条例に退京を命ぜられ、その後農会関係等を歴任した、当時吾川郡選出県会議員勝賀野鬼子馬（一八六六—一九三七）を介して内務部長に会う。益穂はまず県の責任を追及する。部長は高飛車に「君の理クツを聞かずとも、其の時の模様を云わば判断す」同日記と官僚的である。益穂は八月一日の事件を説明した後、この事件に関する県当局の責任を左のように追及する。

一、県は仁淀川の七十間に三十五所の橋脚の障害物を造り、何故に早く橋を架せざるか、去る七月十二日暴風雨以来二十日以上架せず□し、民營の当時には水減退すれば至急に通行機關を完備せよ、橋を架せよとせまり居るに、斯くの如き障害

物を造り上より流れたるときは、必ず横すべき事火を見るより明らかなり、之れを敢てせしこと。

二、中水の場合は船頭式名を要すること。

三、船頭式名にても、中水の場合は大事を取り、右岸にて橋脚より下方を船出すこと。

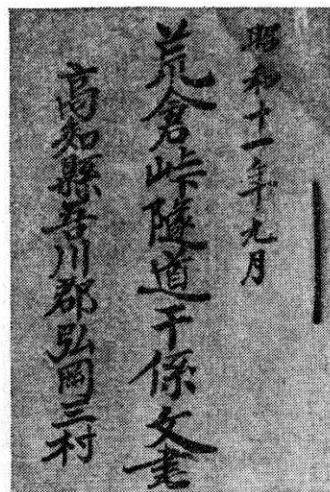
四、船頭一人にて上に出せしのみならず、大醉せる事。

五、橋の両方に点火なき事。

〔門田益穂日記〕

これは、まことに「普通の死とは異なれり、県の責任の甚だ敷もの」同日記であつた。理の当然にさすが部長も「感謝料はあるや否や明言は出来ざるも、要するに君の論拠を本として調査すべし」同日記と約束する。益穂はさらに、「今日吾人は法には絶対服従の義務あり、然れども厳正なる法律の元には亦温情を以て之れに当たらざるべからず、彼の件に付きては高吾両郡の人の如何に人心に劇動を得せしめしか、唯人心の統御は得て望むべからざる事」を加える。大正デモクラシーも、一皮むけば官僚の独善的支配であったと嘆かれる遣り取りである。抜本的にはまず近代的な仁淀川架橋以外に道はない。

この事件後、なお約十年間架橋が実現しなかったのはまったく不思議である。筆者は昭和三年（一九二八）七月下旬県外より帰省の途次、川船によつてここを渡つたが、川中に立つ橋脚の列と、流れ激しい増水の川面が印象的であった。ついに昭和四年（一九二九）五月五日仁淀川大橋は開通となるが、これを促進させたのは、前記の不幸な事件ではなく、急速に発達する自動車交通に対応するためであつたと考えられる。「土陽新聞」昭和三年（一九二八）四月十四日には、県は、愛媛県側よりの大型貨物自動車の入りこみに神経を悩ますとあり、また翌年八月十七日の同紙では、県の保安課長が高知市にはバスの必要はないと云つてゐる。発想は同じであつて、道路橋梁の整備されない所に大型自動車の使用は、監督者を困らせる。しかも自動車の大型化は時代の要請であった。同じ昭和四年（一九二九）八月二日の「土陽新聞」には、土佐バス株式会社が運行路線の延長のため、女子



「荒倉峠隧道干係文書」
(弘岡上公民館蔵)

ほとんど説明を要しない一覧表であるが、とくに自動車交通への傾斜ははなはだ明瞭である。

ところでこの数量調査を行ない、また「荒倉トンネル開鑿

種別	乗用自動車	貨物自動車	四輪荷車	自転車	リアカ付 自転車	リアカ手車 及モータード	人及牛馬
数量	五一六	二三四	四一	四五七	七九	一一三	九〇

館蔵昭和十一年（一九三六）九月「荒倉峠隧道干係文書」によつて、このトンネルに払つた先人の苦心を偲ぶことにしよう。
 いまや昭和期となつて自動車交通の時代に入つてゐた。仁淀川大橋架設はそれを示すものである。いま同文書に収められた「荒倉トンネル開鑿趣意書」によれば、昭和十一年（一九三六）六月六日、同二十六日、八月一日の計三日間に調査した荒倉峠通過の自動車、自転車、人馬等の数量合計は左表の通りである。三日とも交通閑散時であつたといふ。

こうして水難の危険を胎む渡船は止んだが、時代の流れには避けられない明暗がある。これは仁淀川架橋とうよりは、広く自動車の普及であるが、また昭和初年自転車使用普及も加わり、大正期全盛を誇つた人力車の敗退である。第一次世界大戦中には客の需要に応じきれなかつた人力車も、自動車には勝てない。客のなくなつた人力車は、ついに転業するしかなかつたが、時しも大恐慌の時代となつてゐた。転業しようにも仕事はない。とともに、農村にありながら土地のない人が人力車を引く。転業の困難さは想像を越えたものである。なおすでに用水利用と矛盾しながら、長い年月を生き続けた仁淀川—弘岡井筋—新川川の水路利用も、自動車交通のなかで止んでしまう。清川正胤の明治十六年（一八八三）「巡回日誌」には、以呂波楼等大いに栄えた新川町もついに衰えはじめる。世はスピード、すなわち時間を何よりも重んじる時代へと移つてゐた。牧歌的な水路利用は、そうした時代には生きることが不可能となつたといえよう。その点馬車も同様である。横手や増井の人力車、馬車の待合—建場も新川川の船付きもすべて衰えて衰えていたものである。

荒倉峠隧道開設計画　歴史を研究して痛感するのは、どのようなことにも長い由来のあるものであつて、けつして一朝一夕に歴史は創られるものではなく、その前提となる苦しい積み重ねの結果である。昨昭和四十九年（一九七四）一月、ついに複線となつた荒倉トンネルもその例である。すでに前述したように、荒倉にトンネル計画があつたが、そうした計画は立てられては消え、また立てられて消えていったようである。いま弘岡上公民館蔵

かかる都合十六カ町村は、十数年前より該峠に隧道の開鑿

を要望せる歴史を有」し、成功の暁はとくに「吾南、高東所謂吾高平野の陸産業並びに宇佐、須崎両港の水産業を刺激發展」させ、ひいては「国家致富の原動力」となるとして、「本県の官民は一致して夙に其の重要性を認め、関係町村の熱望を容れて県の道路改良計画案に編入」したが、経費多額のために「計画倒れに終始して全然手を染め得ざる机上案の画餅トンネル」となつてゐたという。長い挫折の歴史があつたわけである。

そこで前記近藤、山崎両名は、昭和十一年（一九三六）八月十日県庁に「私設道路新設許可願」を提出する。県がやらないなれば自分らでというのである。近藤、山崎両名はさうにつづけて、「公設道路として県の手に於いて開鑿する事と決定せば、地元町村は寄付金として工事費総額の二割五分を負担」しなければならぬうえに、「県会に提案して之れが議決を要すると共に、国庫の補助を受け、且つ地元各町村の負担額を決定する」には、多くの日子を要し、早くて四、五年先のことである。もしわれらの計画の株式組織で行なうとすれば、明年には完成を見るのだと強調し、地元の協力を呼びかける。⁽¹³⁾

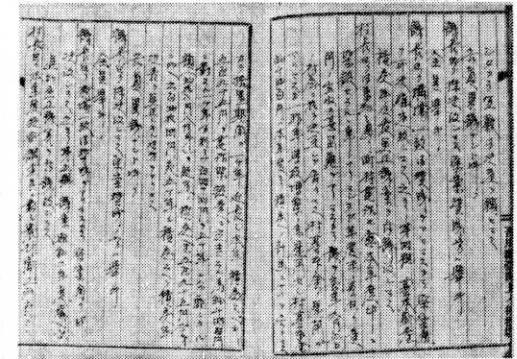
この計画出願は県を驚かせたのであって、地元弘岡三カ村々長は県庁へ呼び出され、県としては「其の許否を決定すべきことゝなりしが故に、曾て該運動を繰り返したる高吾両郡東南部方面の意向は如何なりや、今尚お先日の如く開設希望の熱ありや、否や、若し先日の如き熱意なく總工費の二割五分を負担し得ざるものなりとせば、賃取隧道許可に對して意見ありや、否や」についての意見をまず地元三村長として聞かれる。もちろんトンネル開設への熱意のさめるはずはない。問題は経費負担である。三村長は県に二割五分を「今少しく輕減」することはできないかと談じたが、県は「道路改良工事は県下一樣に定まりたるもので、輕減の余地なし」と答える。三村長としては「賃取隧道を避けんと欲せば重荷を負担するの外なく」なる。結局改めて「広く関係方面的意向を徵し」ての回答を約して帰村する。三村長の概算によれば、工費二十万円、うち二割五分は五万円、関係

十三カ町村民三万六千人に按分すれば一人一円五十銭である。とても一時に負担は困難である。「低利資金の融通を受けて年賦償還」等各種の方法が必要となる。そこで弘岡三カ村長より関係十三カ町村長に、以上の経過を説明したうえで、同年九月中に合同の会議開催を提案する。

同文書の伝えるところでは、九月中の会合は不可能であつたらしく、改めて同年十二月十日弘岡三カ村長名で、同十四日会議開催を呼びかけている。県当局としても、賃取隧道という「県下未曾有の変則的交通路を許可」することは、たとえ工事そのものは成功するとしても、後に大きな問題を残す怖れがある。できれば地元負担で県営としたいと考えたはずである。関係村長の考えもこれに近いが、問題は前述の経費負担である。当時各地でトンネル工事の進んでいるなかで、「只独り荒倉峠トンネルのみ最後に取残され、而も之れが開設は受益者の負担に耐えざる程度の出資を為すにあらざれば、永久に開設不能なりとして今後葬り去らるゝことは、我等町村民としての面目も亦如何なるものぞと、静かに考うるとき云わんと欲して言う能わざるもの少なからず」と嘆いてゐる。村政担当者の苦衷である。

会場は海南繭糸販売組合事務所楼上で、十四日とさらにその後と且回行なわれたが、結局は確たる成案は得られなかつたのであって、いわば小田原評定に終つたようである。まだ時期が來ていなかつたというよりは、何としても経費負担が困難であったからであろう。そうしたなかで、弘岡三カ村長が、十八日第二回会合案内で、「組合規約草案」を示し、「高岡町外十三カ町村共同荒倉峠隧道開設実行組合」を組織し、

- 一、荒倉峠隧道及び付属通路の開設、
- 二、右工事費其の他付帯費支弁に要する資金の起債、
- 三、起債償還の為にする隧道通行料取得権の獲得、



「弘岡上ノ村々会議事録」(弘岡上公民館蔵)

史とは所詮そうしたものである。なお仏人ドレーの飛行機が戸原海岸に不時着したのは、昭和十二年（一九三七）五月であった。

もともすでに、昭和十年（一九三五）頃から県は道路に出す金はなくなっていた。泊知事が道路愛護運動を展開仁西村でも道路愛護会が生まれたのは、資金の不足を労力奉仕に期待したからである。この運動も労力自体が不足すればどうすることもできない。また自動車交通自体も、昭和十一年（一九三六）の、ガソリン値上げから急速に行き詰まる。同十四年（一九三九）の県の木炭車への切換要請は、事態の深刻さを如実に示すものであり、太平洋戦争勃発直後、一時南方の石油が期待されたが、これは糠喜びであった。ガソリンはおろか木炭も入手困難となつた。自動車経営の統合は、仁淀川橋通過の高岡バスの野村組編入へと強制的に進められた。応召による運転士不足も加わり、ほとんど潰滅状態となる。道路も自動車と運命をともにする。日華事変長期化のなかで、道路予算はいよいよ削られて事業は繰り延べか中止である。昭和十八年（一九四三）戦争苛烈化のなかで、いまさらには道路の荒廃に驚いた県が、道路改良十ヶ年一千円計画「土陽新聞」を立てたが、もちろん実行にうつされることはなく敗戦となつた。荒廃した国土を象徴するかのように、道路もまた荒廃したのであった。

なおここで付記したいのは、「吉良家文書」には、吉良禎吉の名刺があり、「電話新川二六番」と記される。同文書によれば架設費「三二五円」を昭和五年（一九三〇）支出する。海南繩糸販売組合用である。春野地方に当時電話が新川局を通じて設けられたものである。「弘岡上ノ村々会議事録」によれば、昭和二年（一九二七）役場に電話を架設したようである。

大恐慌と戦争下の産業

海南繩糸販売組合 明治末期一大正期と、時に多少は価格に動搖があつたとしても、まずアメリカの繁栄に支えられて、養蚕業は順調な道を辿つたといわれるが、これは巨視的な観方であつて、現金収入のほとんどを養蚕に求めた当時としては、価格の変動は苦痛の種であった。とくに製糸資本の巨大化とともに、多くの零細な養蚕家はその支配下に置かれる。大正末期よりその傾向は強化されたので、一般的に農村に産業組合活動が展開した時、その一環としていわゆる組合製糸の設立となる。弘岡上ノ村に、海南繩糸販売組合が設立された経緯は、「吉良家文書」に詳細である。すでに吉良禎吉が、明治二十八年（一八九五）頃吾川繩糸会を創立活動したこと

とかなり具体的な案を示している。ここまで煮つまつたのである。交

通のような公益的なものを、私企業ではと村政担当者が考えるのは自然であつて、いわば組合制の公営事業としようというのである。この発想は注意の価値があると思われるが、第二回の会合では、県営の場合資金の金利以上は負担できないとか、会社経営の場合、トンネル面が諸木井筋の水位より三十尺以上高くならないこと、また十カ年以内に通行料を廃止する等の意見が出されている。この文書はここで終っている。まもなく昭和十二年（一九三七）となる。評定が決着しない間に、夏がきて日華事変となる。すべての建設的な計画は、この宣戦なき戦争によって流されてしまう。荒倉

トンネルにも、改めて戦後を待つほかはなかつたのである。こうしてまた挫折を繰り返えしたが、その挫折はけつして無意味ではないと思う。歴史とは所詮そうしたものである。なお仏人ドレーの飛行機が戸原海岸に不時着したのは、昭和十二年（一九三七）五月であった。

は前述したが、養蚕業興隆期のリーダーは、養蚕のいわば衰亡期においてもリーダーであった。その墓碑に「昭和五年高吾十八カ町村を一丸として、有限責任海南繭糸販売組合を創設し、初代組合長として活躍中」原片仮名とある通りである。同文書にはまた、

組合製糸は一昨年（昭和三年）秋の頃より、郡農会の斡旋で、吾南一円を区域として設立する気運が熟し、創立することになつたが、位置を何処にするかの問題で、弘岡と西分の二説が固執せられ、水質の検査や土地の調査をするなど、雑多の手続きが尽されたけれども、西分を主張する西分、芳原、諸木、秋山と、弘岡を主張する弘岡三カ村、森山、仁西組とに分離した。弘岡組五カ村は高石村の参加を得て、昭和四年十二月組合設立申請、西分を主張する人達も申請。

同文書は上記をさらに布衍して、左のように述べている。

組合製糸のことは、本部農会が非常に尽力され、組合各村で組合製糸のことが講演され、当業者の理解を得て漸く設立する氣運になり、郡農会が主催で、第一回の準備会を弘岡下ノ村小学校で開きましたのは、昨年（昭和三）八月でした。その時組合製糸を作ることには一人も異議がなかつたが、工場の位置問題が起り、位置は適当の處に定めることゝし、其の席に出席した準備委員諸君の中から申し出た希望力所、（以下略）

から芳原のとうのはら、弘岡下の北代、西分の岡ノ瀬、弘岡上ノ村の一町畠の以上四カ所を撰定し、その付近で郡農会の安並技手および吉良禎吉ら指導者の立ち会いで検査が行なわれる。

これに先立ちすでに組合各村で理事一名、二カ村で監事一名と役員は選出され、九月十一日の弘岡下での役員会では組合長に吉良禎吉、現業長に横田磐を選出、さらに水質は岡ノ瀬を除いて適当であると報告され、また製糸場の位置は、とくに地元負担で水質検査を行なう等、熱意を示した西分村増井とすることに決定する。ところが翌日の実地調査で増井が不適当であることがわかる。ここで問題は暗礁に乗り上げることになる。すなわち

東部　　西分、芳原、秋山、諸木、長浜（後土佐郡組合へ加入）

組合長　門屋勇太郎

場所　西分小学校の南

西部　　弘岡三カ村、八田、高石、新居（村内事情で参加がおくれる）

組合長　吉良禎吉

場所　弘岡上

このように二つに分裂して、それぞれ設立許可の申請をしたことは前述したが、もとよりこれは不適当である。

県の調停も難航したが、結局吾川郡選出秋山村吉良逸世（一八六七—一九三一）県会議員の調停が成功し、東部の組合長門屋勇太郎より県への一任を取り付ける。かくて昭和五年（一九三〇）一月十四日県庁に出頭したのは、西部では吉良組合長、門田益穂、山脇真彦（一八八四—一九六〇）、東部は門屋組合長、松本喜義以上五委員であった。ついで翌日にはさらに各一名の委員が加わり、ついに県に一任する。その条件は

- 一、位置、名称は県に一任
- 二、理事、監事各村一名
- 三、組合長は最初計画した人

であつたので、県はただちに係り官を派遣して実地調査の上、一月二十三日関係者を県に招き、商工課長より位置は弘岡上ノ村、名称は海南繭糸販売組合と説明、一同承認となる。課長は位置関係の説明で、西分は小学校に近くかつ場所が狭い、また弘岡上は堤防に近く水害の恐れはあるが、堤防決済の時はむしろ西分の浸水がひどいという。筋は通っている。なお位置決定には高東地方の参加が大きく関係していると思われる。⁽¹⁵⁾

西分を中心とした東部は、この決定に従つたものの、多少はしこりが残つたのであろう。理事、監事の決定が後れ、新繭操業の間に合わないと指導者を心配させたが、結局は弘岡組の決断で二月十五日許可申請、同月二十

これら職員は多少高い教育を受けたものと思われるが、都市の不況のなかで帰郷した者であろうか。その分散した分布にも、当時の厳しい世相が偲ばれようというものである。

さて昭和五一年（一九三〇—三一）に生糸二万四千斤、売上げ十六万六千五百六十四円とまざまざの成績をあ

まさに大工場が、養蚕農家みずから之力で生まれたものである。なお常時勤務の職員は九名であったが、その出身地は左表である。

高知市	香美郡	長岡郡	高岡郡	
汐江在所	山南西豊永川内高石上半山櫛原			静岡県
一一一	一一一	一一一	一一一	

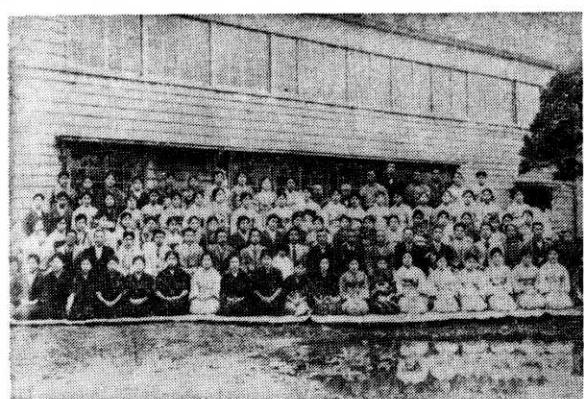
なお組合村は後に高岡町（土佐市）、波介村（同）、蓮池村（同）、北原村（同）、新居（同）、宇佐（同）、浦ノ内村（須崎市）に拡大、釜も三百と拡張する。こうして昭和六年（一九三二）の従業員は、

男	子	織糸工女	再織工女	其の他	計
二三	一一	一三一	一二	六	一七〇

いかに人びとが、組合製糸に期待していたかが知られよう。組合員数も左表のように村々から予定された。自信があつたわけである。

村名	弘岡上	同	中	同	下	仁	西	森	山	諸木、芳原	高	石	波高	岡介
員数	三五		四〇		四〇		四五	三五		四〇		四五		三五
合														
数														

一万七千七百円、工場建物五万六千九百円、合計七万四千六百円で設立は五月末完了。新繭の受け入れは三十日に開始、六月十六日に織業開始となる。織業機は並村製糸で使用六ヶ月の中古を購入したので、多少批判を受けたが、一台七十二円のものを三十円にして百十四台を買ったので、けつして損ではないと説明する。落成式は翌昭和六年（一九三二）の三月のようであるが、落成を喜ぶ村々からは花台が左表のように計九台出る。



海南繭糸販賣組合記念写真（吉良良吉氏蔵）

七日に許可がおりる。すでに製糸機械は注文済であり、また建築工事も請負っていたので、その後は順調で、この年の新繭から操業に着手することになった。昭和三十四年（一九二八—九）と難航したものが、五年（一九三〇）から急転直下に合同が進捗したのは、世界恐慌—アメリカの大不況がすでに知られていたからであろうか。とにかくこの年から繭価は大暴落する。窮地に立った養蚕農家の期待を背景にして、組合製糸の苦闘は開始されたのであった。なお「門田瑞穂日記」昭和四年（一九二九）十二月二十六日には、「父益穂は吾南繭糸組合創立の為奮闘」とあり、また「吉良禎吉日記」昭和十一年（一九三六）九月九日には、「県信連に出頭、繭資金借り入れ及び借り換えをなす」とあるように、いずれも農会、および産業組合と深く関係していたことが注意される。

さて機械設備としては、織業機、揚返機、乾燥機、ボイラ、煙突計

げたが、組合長吉良禎吉は、経営規模の拡大によって、さらに事業の発展を企図する等、企業家的精神が横溢していたが、とくに注意されるのは、左の意見である。

組合製糸は養蚕家に有利

養蚕家が組合製糸を中心として、蚕種、桑園、飼育等改良をなし、更に進んで其の生糸を自己系統の機関で販売すること。

これは農民の團結によって、大製糸資本に対抗するため、大製糸資本のとった合理的經營を学び取つたものである。そのためには養蚕教師九名を雇い入れ、傘下各村々に配属することを計画する。

つぎに「吉良家文書」から、海南繭糸關係の賃金一日給を整理して左表とした。

職種	繰糸	撰繭	煮繭	整理物	整理	機関	閑	炊事
賃金	五四一 三〇錢	五〇錢	四五円 五〇錢	男八〇〇円 女五〇〇円	三五円 六〇〇錢	主任四〇円 助手八〇〇錢	男八〇〇錢 女六〇〇錢	月給三〇円

賃金は安いばかりでなく、日給が多いうえ、男女差が大である。また半額賃金の養成工がある。助手には見習弁当持ともあって、劣悪な賃金情態である。大恐慌時とも云えようか。女工は寄宿舎に入れたので、門衛を雇うことなく看護を採用したが、ここにも問題はなかったとはいえないと思うが、伝えられた問題はない。

「吉良禎吉日記」には、昭和十一一二年（一九三六年）と、この事業に精励した組合長の活動が残されているが、すでに昭和六年（一九三二）から操短を迫られたうえ、同十一年（一九三六）繭の統制強化となり、さらに日華事変、さらに太平洋戦争と時局は急転する。食料増産の至上命令のなかで、ほとんど養蚕業は壊滅する。吉良禎吉は昭和十二年（一九三七）八月二十八日急逝した。海南繭糸のその後はじり貧であった。時局の重圧下もはや存立の意義は失なわれたのであつた。

西瓜王国 「土陽新聞」昭和四年（一九二九）十月二日には、高知県における繭の産額の推移を示している。

左表とした。

年次	大正一一	同一二	同一三	同一四	同一五	昭和二	同三
産額	八五千貫	九三六〇	一〇九五〇	一三〇二〇	一四〇八〇	一五九一〇	一七三三〇

同紙は昭和四年（一九二九）分を百八十三万貫と予想する。わずか六年間にまさに倍増である。繭価も一貫七円一十二円と上下はあつたが、青天の霹靂へきりのごとく昭和五年（一九三〇）より暴落する。一挙に現金収入を失なうことになる。翌六年（一九三一）県は三割減を呼びかけたが、一体これに代る収入は何によつてえられるか、養蚕農家が組合製糸に期待したことは前述したが、これでもちろん十分というわけではない。懸命の努力がわが春野地方では果菜園芸に向けられる。

「門田瑞穂日記」によれば、まず南瓜かぼちゃの栽培であつて、大正十三年（一九二四）長浜（高知市）の川辺才太郎の育成した苗を、弘岡中ノ村今市の松田早苗氏（一九〇〇）が、購入試作したことがきっかけとなる。同日記には、大正十五年（一九二六）油障子を用いた温床で、南瓜の育苗を行なう。また前田福太郎氏（一九〇〇）よりの聴込みによれば、同氏は大正十二年（一九二三）頃、高知市江ノ口の松岡勝治より温床による育苗の伝授を受ける。松岡は県立農林学校の農夫－実習助手－であつたという。前田氏は傘屋より一合のえごまの油を譲り受け、襖の古枠に紙を張つて油障子としたが、また温床の枠には伊野町の日本紙業の漂白用クロールカルキの空き箱を譲り受ける。いろいろの苦心が開拓者として払われたものであるが、こうして大正末期導入の温床が、養蚕不況のいわば救いの神となつたものである。



前田瑞穂肖像



前田福太郎肖像

「門田瑞穂日記」によれば、同氏はすでに昭和三年（一九二八）胡瓜の促成栽培に油障子百枚を使つたが、同五年（一九三〇）にはトマトの栽培にも手を拡げる。同年三月三十日に「トマト定植、三尺四尺障子百十六枚」とある。また同年五月十日には「南瓜花粉の交配」とあって、研究は一段と進んでいることがわかる。

ところがこの年の同日記に、「西瓜を試作して大成功した人有り」とてているが、翌六年（一九三一）三月八日には、同氏は

「西瓜箱播き、実生植え」、さらに同月二十五日には「西瓜乾田植、かい割れ植え」とあって、米と西瓜の二毛作が水田に大きく進められる。門田氏のこの年の西瓜収入は、実に三百三十九個百一円八十錢であった。これは昭和二年（一九二七）春蚕の収入百八十六円の六十パーセントである。注意すべき数量であろう。もちろんすべて順調ではない。翌七年（一九三二）には、施肥を誤って西瓜の玉が成長せずに困つたほか、昭和十年（一九三五）には、西瓜の大敵炭疽病大発生による大打撃を受ける。

南瓜といふまた西瓜といふ、すべて苗を温床で育て、これを露地に移すのであって、当初の寒さを、油紙あるいは麦の中に移植して防ぐ等工夫がこらされたが、ここに戦後の施設園芸に連なる加温栽培が、今や生産力の中心となる小作出身の、前記前田福太郎氏らによってこの頃開始される。温床の蒸熟期間が僅かに二十日間であり、度々温床を変える必要のあつたことを克服するため、熱気をブリキ管に導いて、地温をあげる装置を工夫して温床に備え付ける。当初地の中に水平に埋めたため、煙が空中に引かない等学理に通じないため苦労を重ねたうえ、茄子の栽培では、受精が行なわれないためカチカチの固い茄子しかならない等失敗を繰り返しながら、岡

崎猛、西込幸雄ら諸氏の協力をえてついに成功する。開拓者の苦心が改めて感謝されねばならないことである。

なお有名な西畑の川原西瓜が、えんどうに代つて栽培されたのもこの時期であつて、聴込みによれば、前田豊城（一八九五—一九七五）および柳井兎吉（一八八二—一九四七）らの工夫によるものであつた。砂熱と海岸近くの温と温床によって名声をえたものである。仁淀川沿いに堆積した肥土を、川原に掘つた穴に入れて床としたのも良いアイディアといえる。

ここで前述昭和十年（一九三五）大発生の炭疽病に返り、この問題に取り組んだ松本長身氏（一九〇二）⁽¹⁶⁾を語ろ。氏は昭和十一年（一九三六）十二月冊子「西瓜を作る人の為に」を著わしたが、當時諸木村農会技手であつた。緒言で氏は「文献を便りに、短かい未熟な体験を基礎として、然も短時日に記せし為不備の点多く」と謙遜しているが、同書発行の願いは、「多少なりと、一事項なりと郷土西瓜栽培が更生され、農家経済に多少なりと裨益されん事」をと熱意が籠っている。氏はまさに農業技術の改善による農家経済の向上をと願う、農会本来の使命の実践者とができる。氏の所説は西瓜栽培一般につき十九項に別けて解説するが、とくに肥土の製造を力説し、「田土四〇貫、木灰三貫、雞糞一〇貫、綿實粕二・五貫、過磷酸石灰〇・七貫、下肥少量」等による活力ある肥土が基礎であった。しかしながら、何といつても圧巻は「西瓜の接木」であつて、先進地奈良県開発の干瓢苗に接ぐことを勧める。氏は接木法を具体的に親切に示しているが、これはたちまちに普及し、西瓜栽培の危機を克服したことは、ここで改めて述べる必要もないことである。

松本長身氏肖像

もつとも西瓜の全盛も短かった。昭和十一年（一九三六）九月十五日の弘岡産業組合での丸共西瓜の祝賀会に、鉄道局長、県の技師を迎えた「門田瑞穂日記」ことを頂点にして、時局の急迫とともに、西瓜はいわば贅沢品として制限される。画期となつたのは、昭和十六年（一九四一）である。「門田瑞穂日記」には、この年瑞穂氏は油紙五百枚を準備したが、四月十八日に西瓜二割減反が上より命ぜられ、「減反できざれば罰金二千円以上五万円以下」となる。政府は食糧確保のため、なりもふりも構えぬ情態であった。麦や甘藷と競合するばかりでなく、米の減収にも連なると考えたのである。嚴命によって以後西瓜はほとんど作られなくなる。また食糧の窮迫した時、消費者には魅力のないものとなる。西瓜としては所詮この時点で、養蚕業壊滅のピンチ・ヒッターに過ぎなかつたのであらうか。省りみて無常が感じられよう。

なおこの期に高知市朝倉の針木に梨畑が開かれたが、これは弘岡上ノ村の小島源平氏（一八九〇—産業功勞表賞）の先見と努力によるものである。同地は現在新高梨という優良品の産地として知られているが、源平氏が栽培を開始したのは大正の末期であった。同氏よりの聴込みによれば、当初四反ほどを開墾したが、比較的なだらかな台地は好適の畠地となつたものである。開墾当初里芋を作り阪神方面へ送つたこともあつたという。梨の品種は長十郎、今村梨等各種のものであつたが、開墾は漸次進み、約一町五反を源平氏は梨畑とする。とくに昭和六年（一九三一—三四）と、国の助成金を得たことは成功への道であつた。そのため六人ほどで組合を結成、その組合長になる。農林省では、五町歩以上の開墾には四割の補助金を与える方針であったという。植え付けて三年目からなりはじめ、その時四十五円の収入、以後確実に増収となり、五千円近い収入をあげたこともあつたといふ。

食糧増産

食糧不足による米の配給切符制は昭和十四年（一九三九）四月からであった。太平洋戦争も間近で

ある。かくて日華事変の長期化のなかで、米、麦、甘藷、野菜を中心⁽¹⁸⁾に上からの嚴命によつて、労力不足、肥料不足を克服しながら増産に励げんだ人びとの姿は、まったく名状しがたいものであつた。食糧増産の犠牲となつた西瓜については前述したが、桑畑もこれと同じ運命にあつた。桑は引きこがれて甘藷畑となり、麦畑となる。太平洋戦争中はとくに翼賛壯年団の指導により、麦は広巾薄蒔、甘藷は翼壯植えと考へる隙もないよう⁽¹⁸⁾に割り当ては命令され、また伝統の蕪、大根も同様である。そのために、弘岡中では昭和十六年（一九四一）十一月十二日、麦蒔きの「共同作業」を行なつたが、共同に慣れないで足並みはそろわない「門田瑞穂日記」。県においても国から引き廻されたのであって、所管によつて違う命令が出されて耕作者を困惑させる。「門田瑞穂日記」昭和十七年（一九四二）十一月二十六日に、

県農会行く、中沢氏に面会し、弘岡中ノ村には麦作と紫雲英と両方の作付命令が來ている。耕地がなくて困る。県の農産課の浜田（麦作）、新田（紫雲英）両主任に対しても、県の最高指導者に對立が有ると農民はやれんと申し述べた。

とあるのは、その間の事情を示すものである。同日記によれば、昭和十八年（一九四三）十一月二十三日、「高知市の人二人、子供が飢餓する」と、唐芋を買ひに来るほどに食料は切迫していく。同年十二月二十八日には、弘岡中ノ村でも耕地整理によつて、低湿地の排水を行ない麦作に努力をしほることになる。すでに昭和十五年（一九四〇）から始まつた学徒の勤労奉仕は、いよいよ本格化していたので、その労力を田役の伝統のある村の組織に取り入れ、翌年から耕地整理推進隊員五名を選び、また各戸一人の奉仕隊員を割り当てる。さらに不足したので村民総出とさえなる「同日記」。今日ではまったく信じられないほどのことである。

同日記によれば、この年いよいよ農産物の割当では厳しく、米については「特別不作田を除いて割当では反別割」となり、「三反以下の栽培者に対しても同一の割当」とする。そのためこれらのいわゆる飯米農家には、

改めて配給を必要とする事になる。こうしたなかで、同日記昭和十九年（一九四四）四月四日には、

香川県三豊郡勝間村へ糺種交換に行く。一行五人、伊野駅より制限令（旅客）にて漸く勝間村迄の汽車切符買う。勝間産業組合の豊島技手の親切で糺種交換、農会長の証明なく、帰りの汽車百キロ以上の里程買えず、高瀬より池田迄買う。池田で汽車切符の買い替えをする内汽車が発車、仕方なく旅館寿司六で泊る。宿泊料五人で三十二円二十五銭但し朝食無し。

お国の為と、増産に励むものが翌日やつと家に帰り付くという情態である。所詮は食料増産も掛け声に終る。生産はひたすらに減少していくばかりではない。農民も農地もただ疲れに疲れて戦争は終る。どうにもならなかつたものである。ただ農村にあつた人々は、空襲を受けた人よりもいくらかましであつただろうか。

ここで、昭和前期中心に沿岸部の水産をまとめておこう。地引き網漁が中核であつて、仁ノに四丈、甲殿に八丈、戸原に十三丈の網があつた。各網に網元があり、これに付属して網子がそれぞれ約二十人あつたが、一丈の月収約四百円のうち、網子の分は半分の二百円、一人当たり十円たらずと僅少であったので、若干の田畠を耕作する者はとにかく、その生活は苦しい。漁獲物は鰯の類であつたので、浜にはいりて製造所が数軒あつて、製品は問屋の手を経て高知市等へ売り出される。問屋は甲殿の場合二軒あつて、一軒は地主、一軒は酒屋でともに網元の上にいわば君臨していたという。また戸原には戦争中大敷網が定置され、一時大漁獲にわいたこともあつたといふ。沖合には大網、手操網も出たが、これらの漁業は戦争中は食料源として重要視されたが、空襲の危険も多く、それ以上に人手不足もあって、折角とつた鰯を肥にすることも多かつたという。人びとの口には魚ははいらなくなる。何にとつても戦争ほど悪いものはなかつたはずである。

大恐慌と戦争下の教育



碑彰表
孝子竹内輝諸木（東子女）

郷土教育、労作教育 一時華かであつた大正期の自由教育も、しつかりした根を下すことなく、大恐慌のもとでその方向を変えていく。すでに昭和期にはいるとともに、標題のような教育思潮による活動が現場に展開する。「土陽新聞」昭和三年（一九二八）三月二十六日には、小学校教育に地方化、実際化の声が起つたとあり、また同じく昭和六年（一九三一）四月十一日によれば、県教育課は研究題目を設定しているが、そのなかに教育の郷土化、実際化、労作教育等を見ることができる「土陽新聞」。この点当時の県知事田中無事生も、小学校長会で訓示している。こうした教育への動きは、自由教育に対する自己批判というよりは、むしろ昭和初期の社会問題、思想問題に対処するため、上より指導の加えられたものと考えられるのであって、すでに諸木村で孝婦横田役（一八六一九一七）が表彰され、さらに同村竹内輝子氏（一九〇四）が、「幼にして父を失い、更に母は病床に在る事実に甘有余年、其の間病母に仕え孝養怠りなし」「表彰碑」原片仮名として、村長、知事ついには昭和五年（一九三〇）文部大臣より表彰されたのも、道徳の低下と受け取られた当時の社会問題と関連があり、教育にも責任が求められ、また部分的には自由教育そのものに未熟な点のあったことに対する反省も含まれたものと考えられる。

しかしながら上からの指導とはいえ、なお戦争下の教育とは違ひ、そこには強い教育そのものに対する配慮がなされた。それは自由教育で強調された個性教育が、なお追及され

たことであつて、「土陽新聞」昭和三年（一九二八）八月九日によれば、田中寛一を招いて県は夏季講習会を開き、個性教育のための個性調査について講習を行なう。これと関係ありと考えられるのは、同紙昭和六年（一九三〇）四月十一日に、吾川郡伊野小学校が個性調査の研究指定校となつてゐることである。かくてこの期の高知県小学校教育に指導的役割を果した、弘岡上ノ村出身安並馬吉（一八七九—一九六二）が登場する。

安並馬吉が伊野小学校長を勤務したのは、大正十一年（一九二二）から、昭和七年（一九三二）三月まであつた。当時その名声を慕つて同校を視察見学する教員はほとんど絶え間なく、ために同校教育に支障を生じると心配され、参観日を指定したと伝えられる盛況であつた。したがつて安並馬吉の懷抱した教育思想は、当時を代表し、春野地方にもそうした教育が行なわれたものと解せられる。好運にも「安並家文書」には、馬吉の教育意見を知ることのできる「餘瀝」と題したその手記がある。閲読を許されたので、以下抄出してその意見を見ることにしよう。まず「教育理想」として、

人は本質觀の上に立つて、悉く永久無辺に生々進展する生命を有している。此の生命力の実現、伸展の自由と、その力の大なるものあらしめねばならない。即ち自己の生命を凝視し、之を根元としての生活拡充に対し、旺盛な意欲を有し、且つ之を自由に有力に表わし得べき、自己実現力の強いものを持たねばならぬ。

人は一面社会的自我觀の上に立ちて、必ず国体生活、国家社会生活の一員として、はじめて生の意義をもつものである。ここに於ていわゆる個人としての完成体——自由な生命力の発現者なる自己——をして、国家社会的に遺憾なく自己を実現せしめんとする人、又実現せしめ得る人たらしめねばならない。即ち国家社会的に生活拡充の意欲が強く、なお之を充し得る力を具えた人たらしめねばならない。

人間の逞しい生命力の発展に教育の基盤をおき、これを国家社会のなかに活かそうといふのである。これは当然に厳しい鍛錬への教育である。「教育信条」には、

一、教育は人をして人たらしめむるにありとの信の上に立つ。

一、教育は生命と生命の直接接觸することに於てのみ成立すとの信の上に立つ。

一、生活に即した教育の上に立つ。

以下「全力主義」「肯定の教育」「発展的系統」の教育をあげる。こうした厳しい教育はまた教師の実践を厳しく規定する、「教師の信条」には、

一、自己の全生活が教育者である。國家社会事象のすべてに対し、自己の責務感を強くする。

一、本務と児童が自己にとりて唯一のものである。趣味感、努力感等々を超越した教育愛にとけこんだ、其の儘の姿が自己的合体である。

等あげ、師範学校卒業した新任の教師には、したがつて以上を具体的に懇切に示す。たとえば、

一、自己の全生活を教育者たらしめよ。腰掛け的であらず、眞の教育者として立つべし、本性を化すこと^{はか}排斥す。

また

四、児童に接する最初より、自己の全部を投げ出し赤裸々となつて接せよ、児童の心との間に檣壁、警戒を挿ませないよう

に、殊に鋭敏なる児童の眼に、慕わしくも厳かに第一感を与へよ。

なお各学級担任教員には、「学級実行信条」として、

きもちのよい学級たれ、

まことのあふれた学級たれ、

まごとのとけあつた温いそして熱のある学級たれ。

以上安並馬吉の教育觀によれば、理想に燃えた教師による熱心な教育が当然期待され、また教育において児童の

儀—訓練は重視される。「学校共通訓練」には「容儀」、「作法」、「掃除」等があげられ、掃除については、

掃除の仕方をよくすること、掃除を行届かすこと、回転窓の墨を拭うこと、昇降所の掃除をよくすること。廊下の足跡を除くこと。

その他厳しいまでに行き届いた生活訓練によつて、いわゆる人間教育が行なわれる。

したがつて個性調査も、以上の教育—訓練のための基礎資料をえるのを目的とする。「身体状況」、「性行の方面」、「家庭の方面」と区分して調査し、児童個人別に調査書を作製して参考としたが、性行の調査はとくに細密であり二十項目に分けている。そのなかには柔順、強情、小心、表裏、暴力、純真、俗悪、盜賊、虚言となかなかに厳しいものがある。なお馬吉は、伊野小学校の手工教育について説明しているが、そのなかで、「本校が手工科教育に陶酔し、偏頗教育を施している」ものではないと断りながらも、「手工科教育は其の本質に於て教育上等しく緊切なる地位を占める」ものとし、その理由として「観念教育より作業重視」の教育であり、また「勤労主義の教育」であるとする。とくに

創作は有意義の模倣より生ずると見る考え方の上に立つ。殊に既設文化の尊重に対しても深く考えしめんとす。

は注意される。

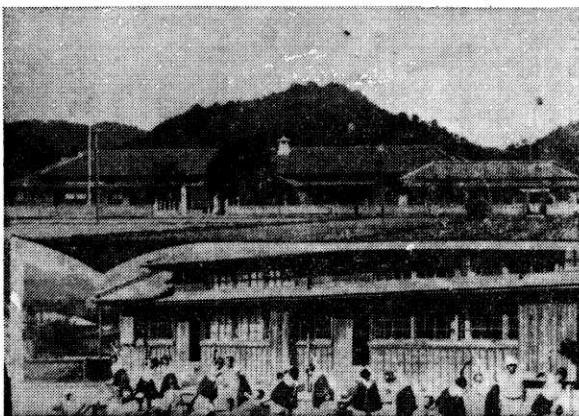
以上安並馬吉の教育の理論と実践の概略を示したが、中心となるものはやはり学校令施行以来の、ドイツ思想に影響された日本の初等教育のありかたである。大正の自由教育に対する反省が、伝統を強く再生したものと受け取られる。またただちにその延長上に戦時下の教育があるとは云えないが、日本社会全体と同じく、ついには戦争に押し流されていったもののようにある。

戦時下の教育 満州事変勃発後、いわゆる非常時の合言葉によつて、教育の現場も日々に緊張を加えるが、

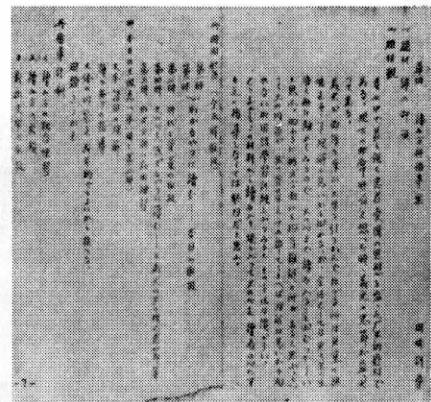
「吉良家文書」には、昭和十一年（一九三六）六月四日、芳原小学校で行なわれた吾川郡第二区教育会、同郡教育会理科教会主催の研究会の「研究会案内」がある。この期の教育を考えるきわめて貴重なものである。この日の研究会は、一般の研究会日程のなかに、時局を反映して「国民精神作興地方大会」が組み込まれているが、研究会そのものについての案内を抄出すれば、たとえば尋常小学二年の算術科の目的を、

お菓子を買ひに行ったという実際的数的生生活の題材によって、一二位数に二位数を加えたその和が、百又は何十となる計算法を理解せしめ、練習問題を課して反覆徹底をはかりたい。

とまだ児童にはお菓子のある牧歌的な世相のようであるが、尋常小学四年の読み方教材は「錦の御旗」であつて、「卷七中で最も強く忠君愛國の思想を盛った歴史的題材である。現下の非常時局を想つた時、義光の忠節が益々光つて来る」と生ま生ましい時代が教育の現場にも



西分尋常小学校（昭和7年）



「研究会案内」(吉良氏藏)

影を強く落している。

と前置きしている。いわゆる国家総力戦に具えて、科学技術の奨励がほとんど氣狂いのように進められ、たしかにそれが現在の科学技術への遺産になっている面もあるが、反面失なわれたものもまた数知れないほど多いのであろう。

もつとも右の研究発表をした上田訓導の「理科指導案」には、教材「栗の木」について「栗といえば私には、その特異な形をした毬^{まき}と共に、幼い頃の栗ひろいの光景がありありと浮かんでくる」と述べ、さらに当時同校の首席訓導—学校長代行の間崎訓導は、「学校経営方針のかわりに」として、数項を示しているが、そのなかに「若い先生の為に」とあって、有名人の和歌に加えて自作と考えられる左の、

何はなく涙^{なみだ}のひとりこぼるゝを二十才の夏のなつかしきかな

わが生命斬れば血の出る物言へば泪流るゝ今や黎明
幾万里吼えわたり来し黒潮の波にも似たる我が生命かも
美しき珊瑚の玉の眠り居る故郷の海を今日も想へり

子のことを書くなど妻を責むれども子のことのなき手紙は悲しき

こうした和歌が、研究会の資料—案内状になお載せられたことを、どう理解したなればよいのであろうか。急迫する時局は、もちろんこうしたことは許さなくなつたのであろう。日華事変はその翌年七月七日に勃発する。⁽²⁰⁾

戦争下の教育とくに小学校教育を象徴するのは、国民学校の名称であつて、実に昭和十六年（一九四一）四月よりである。またこれに對して青年学校制も行なわれるが、後述するところである。戦時下に強調された教育は、一億一心、尽忠報国等の合言葉によつて示される、自己犠牲を当然とする教育であつたが、高知県の場合、郷土の歴史に遡つて南学が取り上げられ、これを戦争教育の題目とし、南学精神が鼓吹される。「南学読本」、「南学史」はその所産である。これらは昭和初期の郷土教育に戦争教育の接ぎ木されたものであるが、吾南地方とくに弘岡は、南学発祥の地として注目を浴び、それだけに教育の場は一層緊張する。「門田瑞穂日記」によれば、すでに昭和八年（一九三三）二月二十三日弘岡中ノ村「御殿久保内茂方大椋木の元へ、南学発祥の地の記念碑」が建てられ、二十五日には、その「除幕式」が出席多数の中で行なわれる。この時点では南学がなお南学教育として戦争教育に直結するものではなかつたようであるが、翌年には中島鹿吉県立図書館長の南学に関する講演が、弘岡産業組合である。総力戦はあらゆる力を結集せすにはおかないと。南学は翼賛壮年団主催の南学祭として強調され、明治維新の起源に連なるものとなる。昭和十八年（一九四三）二月九日、吾南九力村翼賛壮年団主催の南学祭には、中島図書館長、小島祐馬博士の講演もあつてある。昭和十一年（一九三六）の芳原村教育研究

⁽²¹⁾

会では、なお残されていた教育本来の活動も、こうなればもはや存在は許されない。もちろん戦争は日を追うて苛烈になり、海岸に米機は飛来し、春野地方にも防空壕からさらに疎開が問題となる。上級生は食糧増産のため学業を放擲することも生じる。そうしたなかでは、学業を続けることはもはや不可能である。すべては日本人に未経験のことであった。

青年教育

「土陽新聞」昭和六年（一九三一）八月二十一日によれば、県下青年弁論大会が、弘岡下ノ村で行なわれ、県下各地より参加した青年が時事問題をとらえて雄弁を競っているが、これは大正期盛り上りを見せた青年運動の、終末期を示すもののようにあって、時局の急迫とともに、そうした下からの動きは止む。すでに同紙によれば、昭和四年（一九二九）県の連合青年処女団は、伊勢神宮遷宮を期に、総力をあげて思想、経済、政治の三矢困難に対処することを誓う。当時不況に苦しんだ農村青年にとって、とくに政界の腐敗が、激しい怒りをもつて迎えられたものである。事実農村に、この時ほど有為の青年が満ち溢れたことは、日本の長い歴史にも少ないことであろう。

ところでこれら有為の青年に方向を与えたものに、実業補習（公民）学校と、青年訓練所があつた。補習学校の歴史は古く明治中期に遡るが、青年訓練所は大正十五年（一九二六）開所である。⁽²²⁾ 前者は一般にその名の如く義務教育の補充を目指したが、後者は端的に軍隊教育の予習である。もっとも最初は、国費節約のため在営年限の半年短縮を目的としたが、これが人気を呼び、当初からとくに郡部に定着する。当初両者別であつたが、やがて合体して昭和十年（一九三五）四月より青年学校となり、同十四年（一九三九）よりは義務制に向かう。ついには従来の高等小学校もこのなかに組み入れられ、戦時⁽²³⁾下青年教育の中心となり、完全な軍隊の予備教育となる。なお両者が分かれていた昭和初期、すなわち実業補習（公民）学校といわれていた当時の教育には、注意すべ

きものがある。大正十二年（一九二三）四月、県立農林学校付設の農業教員養成所を卒業した補習学校教員は、きわめて教育に熱心な比較的不遇一傍系出身者一であったが、当時の農村に対しても深い愛情と認識を持ち、従来の補習教育の惰性をはねのけて、教育思潮の郷土教育、労作教育を実践する。弘岡実業公民学校勤務の岡林（安本）広喜代氏（一九〇一）がそれである。生徒とともに石鎚に登山してその鍛錬を行なうとともに、実習として自身得意の植林を行なう。昭和九年（一九三四）氏は招かれて、高岡郡橋原村（町）孝山塾を經營することとなつたが、その教育方針は、

建国に立脚し祖国愛、自然愛、職業愛に燃え、実社会の信頼に添い得べき、確乎たる精神と健全なる身体と誠実なる道義とを体得し、自己の生活に愉悦を感じる橋原村中堅人物を養成せんとす「土陽新聞」。

であった。かくて弘岡実業公民学校は、ついに昭和十年（一九三五）弘岡農業学校となる。この時実科高等女学校は合併される。岡林氏は伊野実業公民学校にも勤め、安並馬吉の指導を受けている。前述安並馬吉の教育思想と、岡林氏のそれとの間に深い関係のあることが理解されよう。

南学教育が戦争に動員されたように、この時点では農村の不況窮乏打開に立向かつた実業補習（公民）学校の教育も、すべては戦争に向かって流されていく。前述総力戦の故である。そして若者はやがて村を出て戦場へ工場へと動員していく。女子さえもそれを免がれることはできなかつた。食糧増産を課せられた春野地方には、なお農村に残る青年男女もあり、とくに女子は農繁託児所、共同炊事、家庭防空と働いたが、ここでも戦争苛烈化とともに、教育そのものはその作用を停止する。

註1、この年六月弘岡三カ村と森山村との合併が論議—協議会—された「土陽新聞」。不況克服のためと考えられる。

“2、伊野小学校が明治三十七年（一九〇四）焼失した時は、町当局を「進退谷りたり」と嘆かせていく「伊野町史」。

“3、一般には満洲事変後から通算して十五年戦争という。

"4、「門田瑞穂日記」によれば、警防団と警察との間には摩擦があった。結局は警察が折れているが、軍と内務省との対立に連なるものであろう。

"5、食料増産を課せられた春野地方には、満洲集団移民のような不幸な冒険はなかつた。幸運であった。

"6、岡崎精郎先生之碑（全文）

あなたはりっぱな詩や絵をかかれ、すぐれた芸術家であった、

あなたは同和問題に力をつくされ、偉大な社会教育家であった、

あなたは農民運動に生涯を捧げられ、農民の父としてしたわれた。

衆議院副議長 杉山元次郎書

高知県農民建之

昭和三十二年五月

（秋山・種間寺境内）

"7、昭和八年（一九三三）米穀統制法、同十四年（一九三九）米穀配給統制法施行、

"8、大正十三年（一九二四）小作調停法、昭和十三年（一九三八）農地調整法施行、

"9、「土陽新聞」昭和三年（一九二八）六月四日に、四十五万円の半額国庫補助とある。

"10、その他秋山村、諸木村等でも戦事中同様に行なわれた。

"11、大正期から筏は用水路の側壁を壊すと苦情が大であった「門田益穂日記」。

"12、弘岡産業組合はトラックを購入使用した「安並家文書」、また海岸線の県道仁西—長浜線は昭和八年（一九三三）起工同年（一九三六）完工した。

"13、弘岡上ノ村長安並馬吉、同中ノ村長吉良俊好、同下ノ村長前田秀美、

"14、弘岡上ノ村「村委会事録」昭和四年（一九二九）、

"15、春野地方の東部と西部には、弘岡井筋の上と下との歴史的な地域差がある。

"16、最近県から産業功労者として表彰された。

"17、農会は大正十一年（一九二二）の新農会法制定以後、昭和期に入つて活力を回復した觀がある。系統農会の政治力も

あろう。

"18、干（千切）大根を、宮崎県より紹介開始したのは、弘岡上中島鉄馬（一八六二—一九四四）であった。

"19、昭和四年（一九二九）十一月底引き網に反対した高知県下の漁民騒動にも参加した。

"20、日華事変こそ日本を最悪の事態に追い込んだものである。

"21、「高知県史近代編」によれば、昭和十八年（一九四三）七月高知県知事高橋三郎も南学精神を強調している。

"22、弘岡三カ村は共同して国民学校として運営する、弘岡上ノ村「村委会事録」。

現代編